

笠松町いのち支える自殺対策行動計画

【平成31年度(2019年度)～平成35年度(2023年度)】

平成31年3月

笠 松 町

はじめに

本町における自殺者数は、平成25年の6人をピークに減少傾向となっておりますが、平成28年には、2人の方が自ら尊い命を絶たれており、このことを重く受けて止めなければなりません。

自殺は様々な要因が複雑に絡み合って、追い込まれた末の死と考えられており、個人としての問題だけでなく社会的要因も背景にあることから、その対策は社会全体で取り組まなければならない喫緊の課題です。

本町におきましては、すべての住民が、生涯にわたって心身ともに健康でいきいきと暮らせる町づくりに取り組んできました。

そのような中で、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、「市町村自殺対策計画」の策定が義務づけられ、さらには平成29年7月に自殺総合対策大綱が見直されました。

このような国の動向を踏まえ、本町では「いのち支えるかさまつ～誰も自殺に追い込まれることのない笠松町の実現を目指して～」を基本理念とした「笠松町いのち支える自殺対策行動計画」を策定いたしました。

本計画では、本町における自殺対策を総合的に推進するための具体的な施策を定めており、今後は本計画に基づいて、様々な分野の機関や団体をはじめ、地域の皆さんと連携、協働し誰もが安心して暮らし、自殺に追い込まれることがないよう自殺対策の取り組みを推進してまいります。

結びに、本計画策定に際しまして、貴重なご意見やご提案をいただきました笠松町いのち支える自殺対策推進委員会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係各位に深く感謝申し上げます。

平成31年3月

笠松町長 広江 正明

目次

第1章	計画策定の趣旨等	
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の数値目標	4
第2章	笠松町の自殺の現状と関連するデータ	
1	本町の現状	5
2	自殺に関連するデータ	12
3	こころの健康に関する意識調査の結果	16
第3章	これまでの笠松町における自殺対策の取組と課題	
1	これまでの取組と課題	21
第4章	自殺対策における取組	
1	基本的な考え方	23
2	基本施策	24
3	重点施策	33
第5章	自殺対策推進体制等	
1	本計画の推進体制	37
2	本計画の進捗管理及び評価	38
第6章	参考資料	39
1	自殺対策基本法	40
2	笠松町いのち支える自殺対策推進委員会設置要綱	45
3	笠松町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱	47
4	笠松町いのち支える自殺対策推進委員名簿	49
5	パブリックコメントで寄せられた意見	50
6	生きる支援関連施策一覧	51

第1章 計画策定の趣旨等

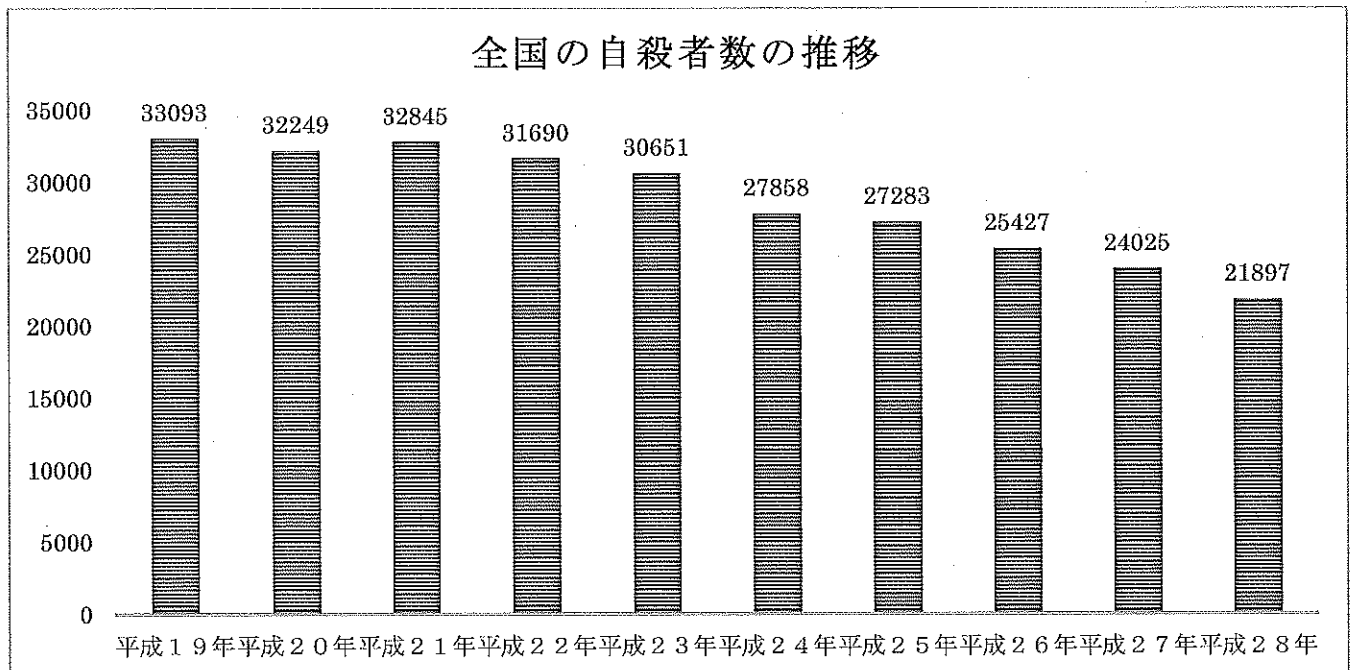
1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降、毎年3万人を超える深刻な状態であったことから、国は平成18年に自殺対策基本法を制定し、これを機に自殺予防の取組は、「個人の問題」から「社会の問題」へと認識の転換が図られ、総合的な自殺対策を推進した結果、自殺で亡くなる人数は平成22年以降、7年連続で減少しております。しかし、年間自殺者数は依然として2万人を超えるという非常事態が続いています。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの背景を踏まえ、笠松町（以下「本町」という。）としても笠松町いのち支える自殺対策行動計画（以下「本計画」という。）を策定し、「生きることの包括的な支援」として、町全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない笠松町」の実現を目指します。

(人)



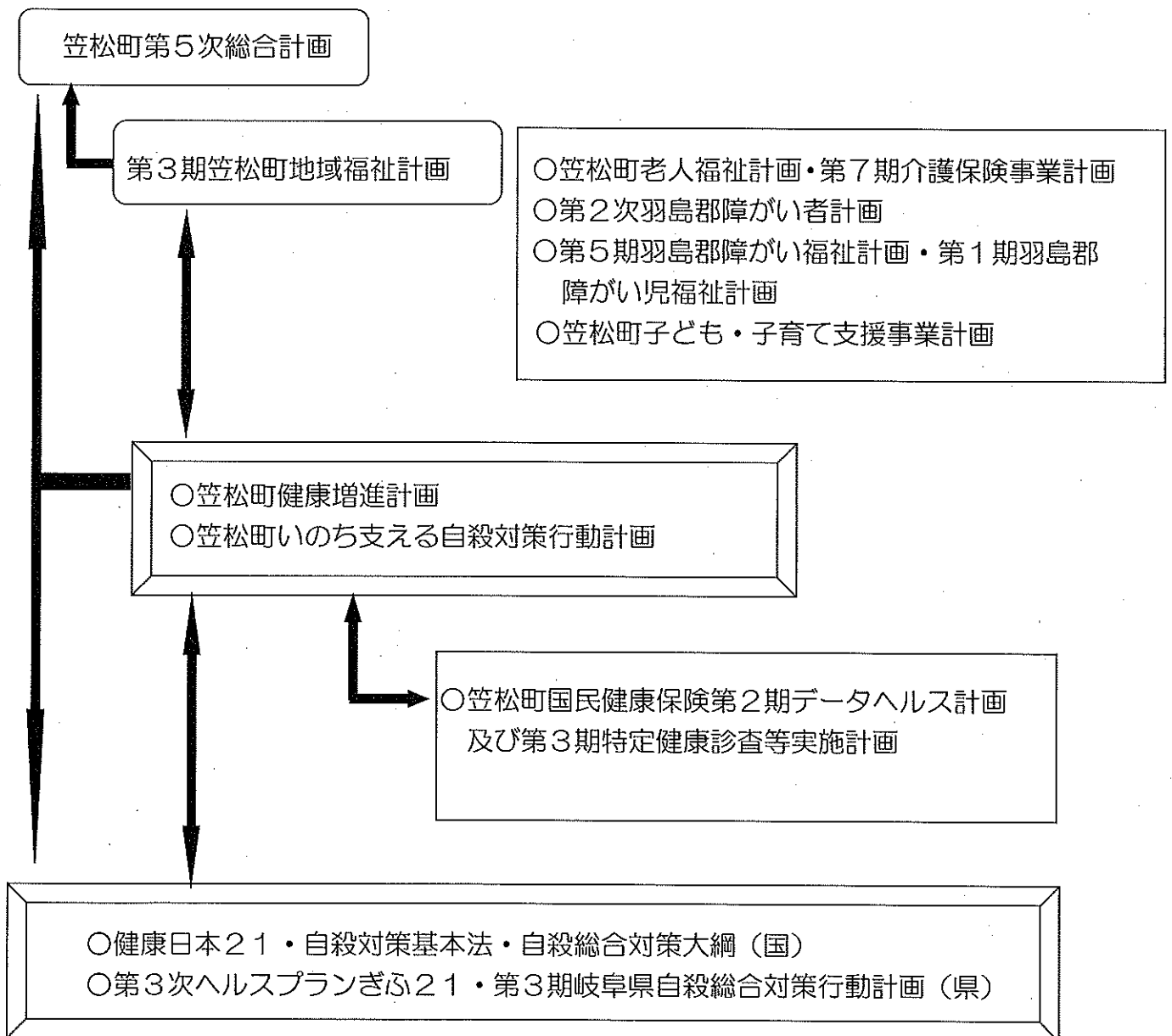
出典：警察庁自殺統計原票データ

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、自殺対策基本法第13条第2項（市町村自殺対策計画）の規定に基づき、本町の実情に即して策定するものです。

また、「第3期岐阜県自殺総合対策行動計画」や「笠松町第5次総合計画」、「笠松町健康増進計画」等の関連計画との整合性を図ります。

■他の計画との関係



3 計画の期間

国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目途に改定されていることを踏まえ、本計画の期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

また、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱の見直しなど国の動向や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
計画策定	計画の 推進				評価・改定	次期計画

4 計画の数値目標

本町では、平成25年から平成29年において平均して毎年約3人が亡くなっている状況から、計画最終年度の平成35年度までに、年間自殺者数を0人とすることを目標に掲げ、「誰も自殺に追い込まれることのない笠松町」の実現を目指します。

【本計画書における年号の表記について】

本文及び図表の年号は、新しい年号が決まっていないため、「平成」表記としていますが、平成31年5月以降新年号に読み替えることとします。

【本計画書におけるデータの期間について】

本計画書のデータ期間は、平成25年から平成29年を基本としていますが、地域自殺実態プロフィール(*)によるデータ期間は平成24年から平成28年としています。

(*) 地域自殺実態プロフィールとは、自殺総合対策推進センターにおいて、地域の自殺の実態を分析したものです。

第2章 笠松町の自殺の現状と関連するデータ

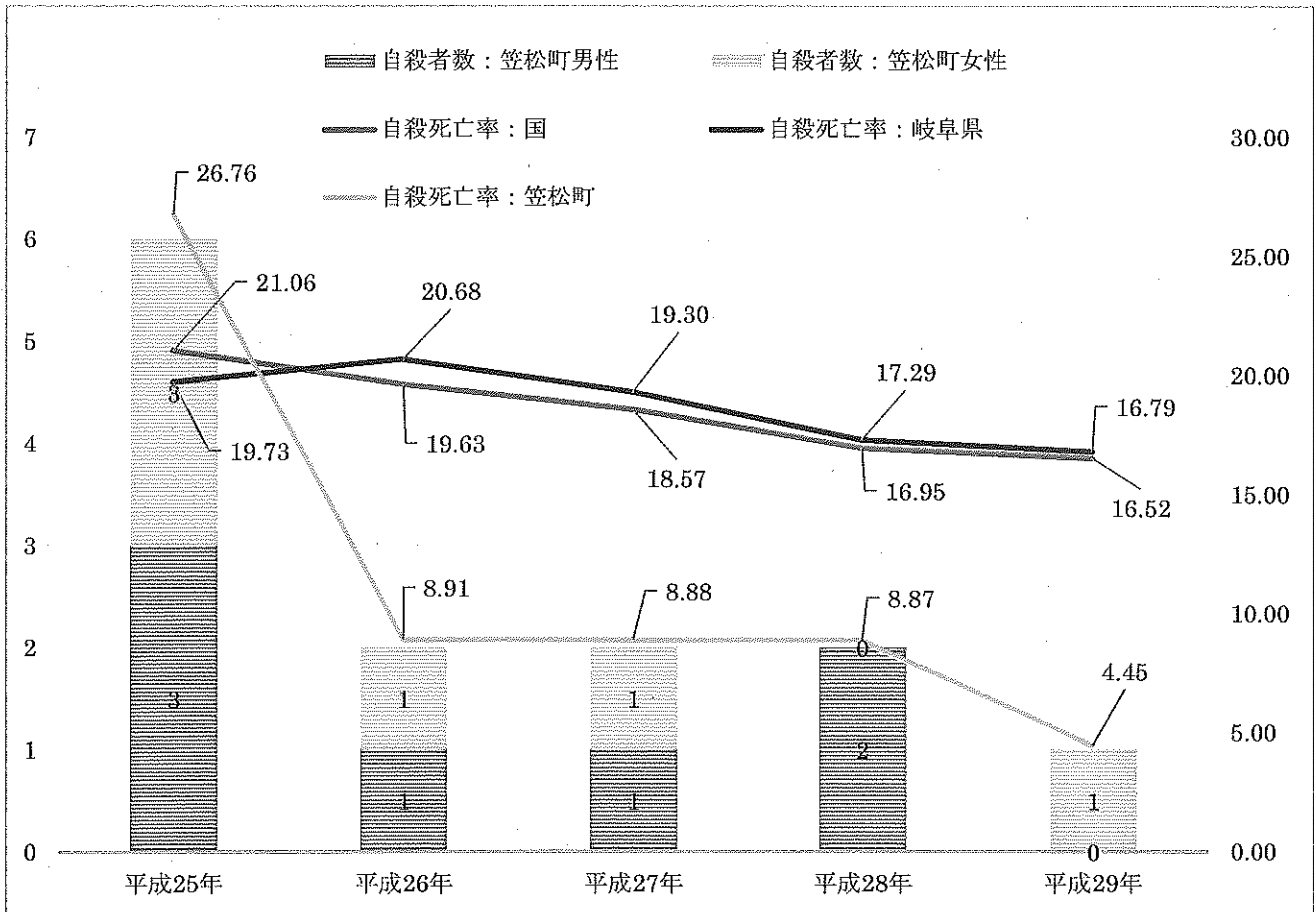
1 本町の現状（平成25年～平成29年）

(1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移

本町において自殺で亡くなった人の数は13人（年間平均約3人）となっています。年間自殺者数は平成25年の6人をピークに以降は減少傾向となっており、平成26年以降は概ね横ばいの状況となっています。また、人口10万人当たりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率は、平成25年は26.76で、全国・岐阜県の値と比べると上回っていましたが、平成26年以降は全国・岐阜県の値を下回っている状況となっています。

(ウ) ○ 自殺者数および自殺死亡率の推移

(10万対)



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

◎「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」：警察庁が捜査等により、自殺と判明した時点で「自殺統計原票」を作成し計上した「自殺統計」を基に集計された資料を使用しています。

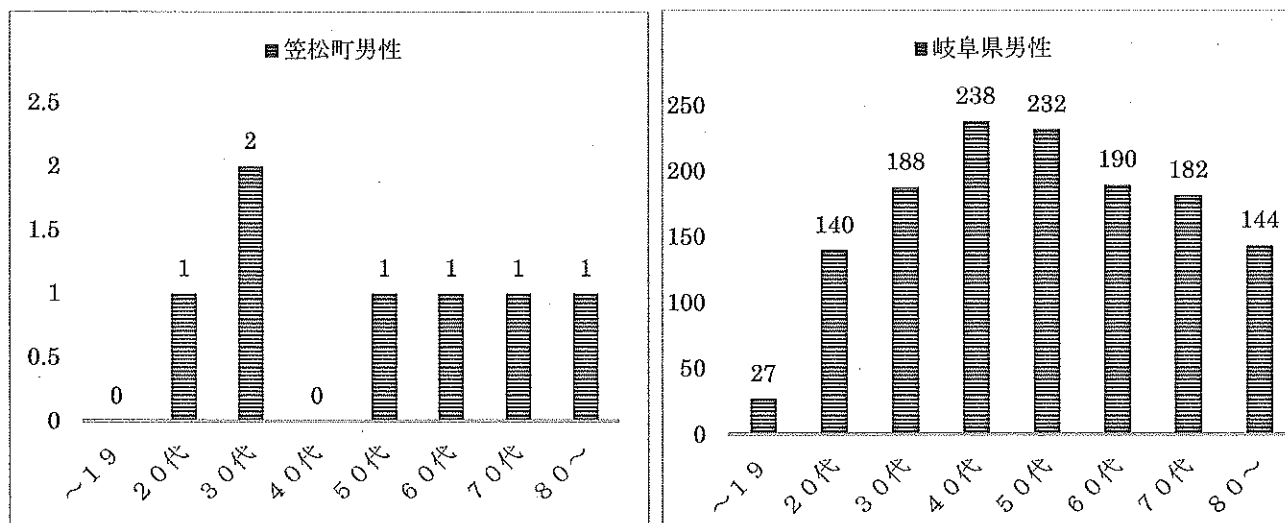
集計対象…日本における外国人も含む

(2) 男女別・年齢別自殺者数の状況

本町における自殺者数について、性別で見ると、男性で7人、女性で6人とほぼ同程度となっています。また、年代別で見ると、20～30歳代の若年層は6人、70歳代以降の高齢者は4人と多くなっています。岐阜県における自殺者数については、男性が女性の約2倍となっています。また、40～50歳代の男性と70歳代以上の女性が多くなっていますが、本町では、男女差はありません。

○ 男性・年齢別集計（平成25年～平成29年）

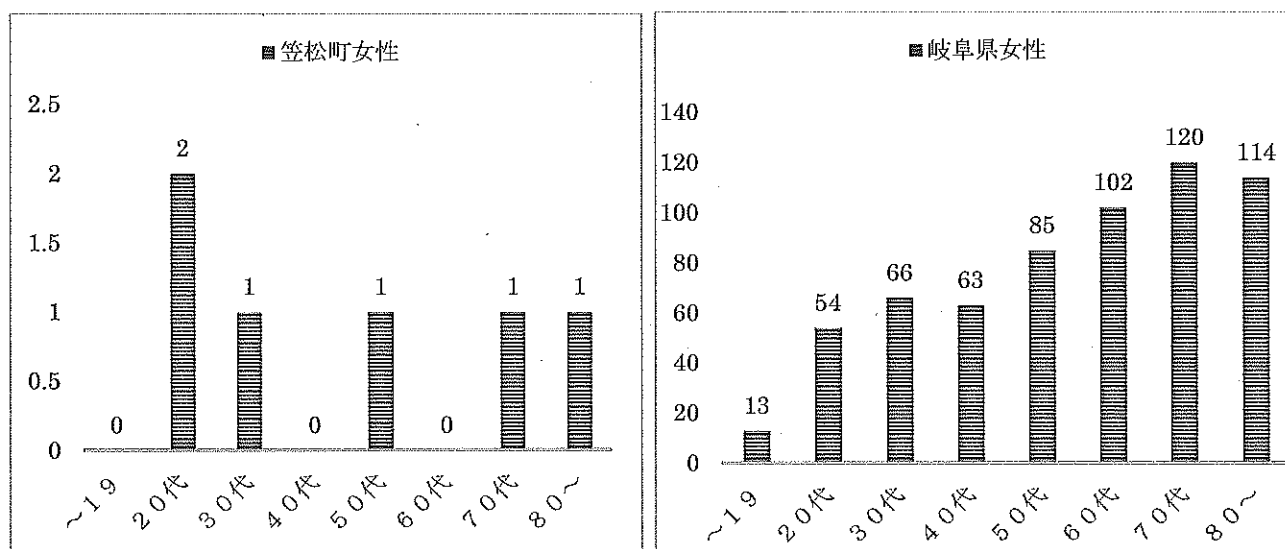
単位：人



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

○ 女性・年齢別集計（平成25年～平成29年）

単位：人



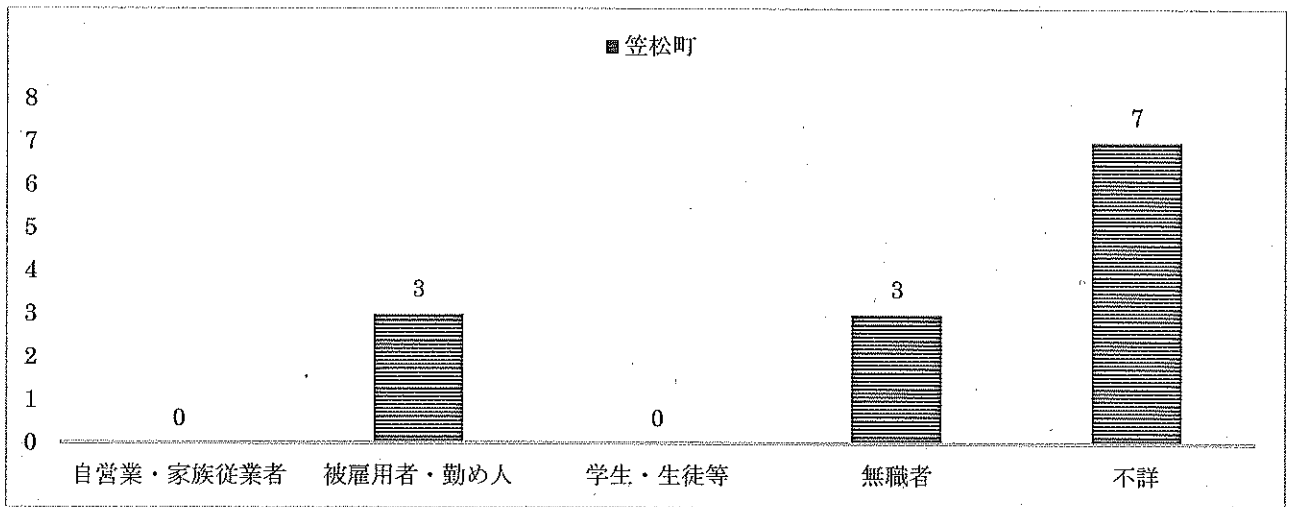
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(3) 自殺者の職業の有無

本町における自殺者数について、職業の有無でみると、有職者は3人、無職者は3人と同程度となっています。有職者はすべて、被雇用者・勤め人となっています。岐阜県においては、有職者（自営業・家族従業者、被雇用者・勤め人）は721人、無職者（学生・生徒等を含む）は1,222人となっており、無職者は有職者の約1.7倍と、無職者が多くなっています。

○ 職業別集計（笠松町：平成25年～平成29年）

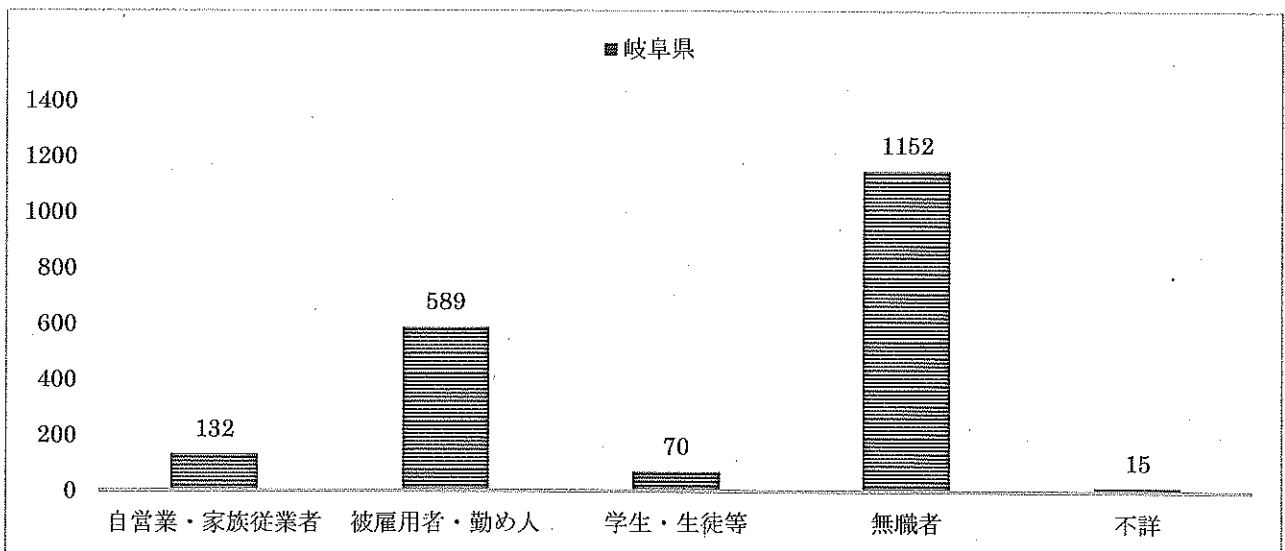
単位：人



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

○ 職業別集計（岐阜県：平成25年～平成29年）

単位：人



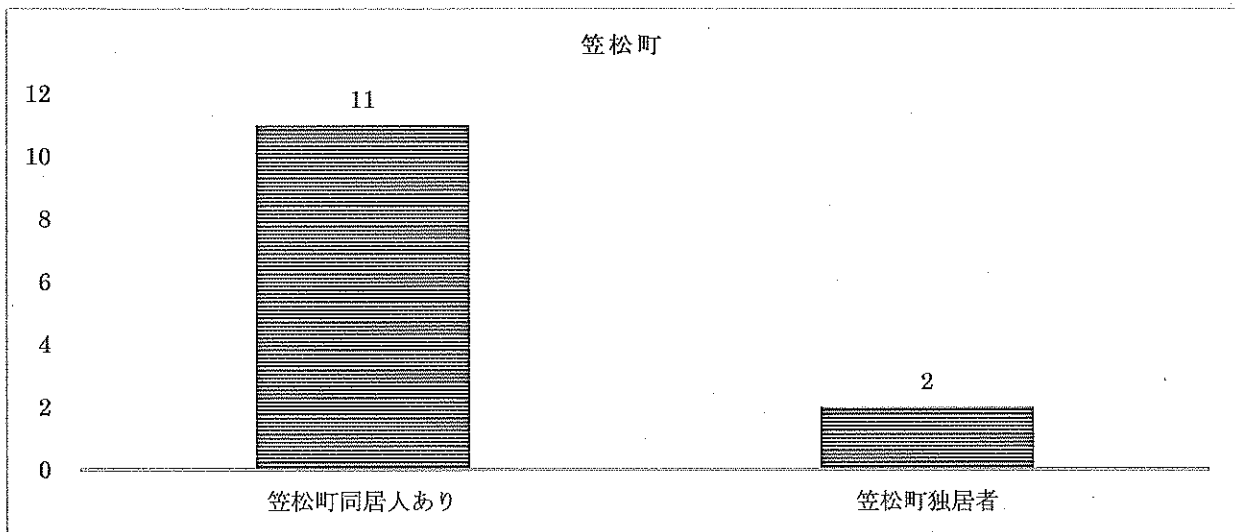
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4) 同居人の有無

本町における自殺者数について、同居人の有無別でみると、同居人のいる世帯が11人と多くなっており、約85%は独居ではなく、同居人がいます。岐阜県の自殺者についても同居人のいる世帯が多く、同様な傾向にあります。高齢者の自殺者の多くが「家族に迷惑をかけたくないと生前にもらしていた」という調査結果(*)もあり、介護などで同居人に負担をかけるという遠慮が自殺リスクと関連があることが示唆されています。 (*) 国立精神・神経センター精神保健研究所による調査結果

○ 同居人の有無集計 (笠松町：平成25年～平成29年)

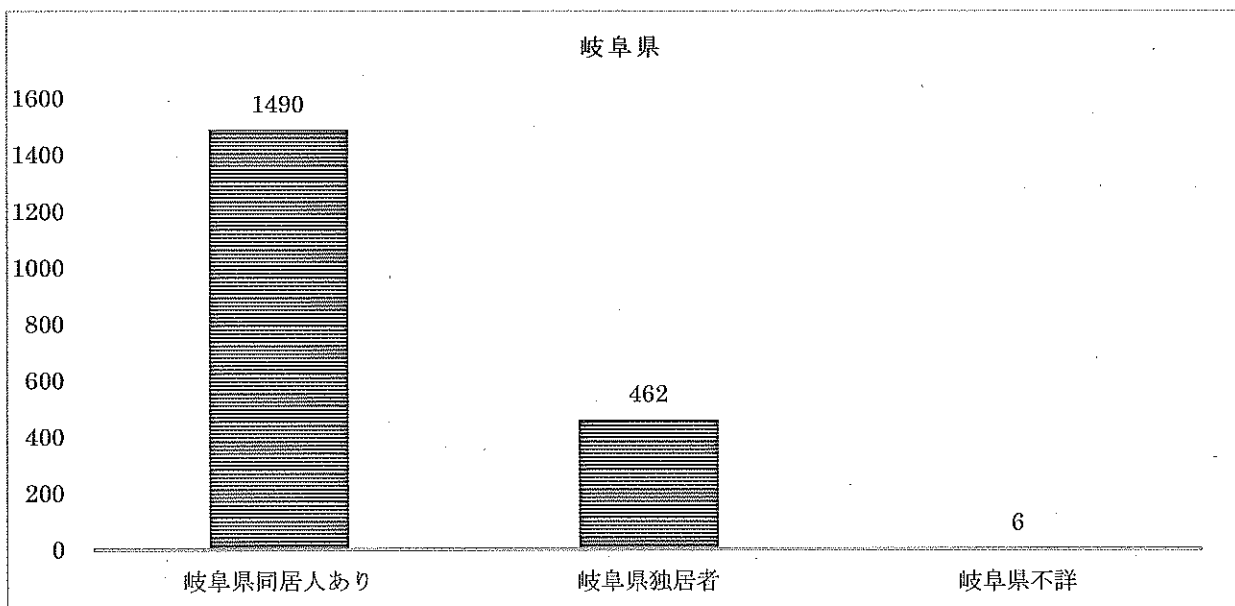
単位：人



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

○ 同居人の有無集計 (岐阜県：平成25年～平成29年)

単位：人



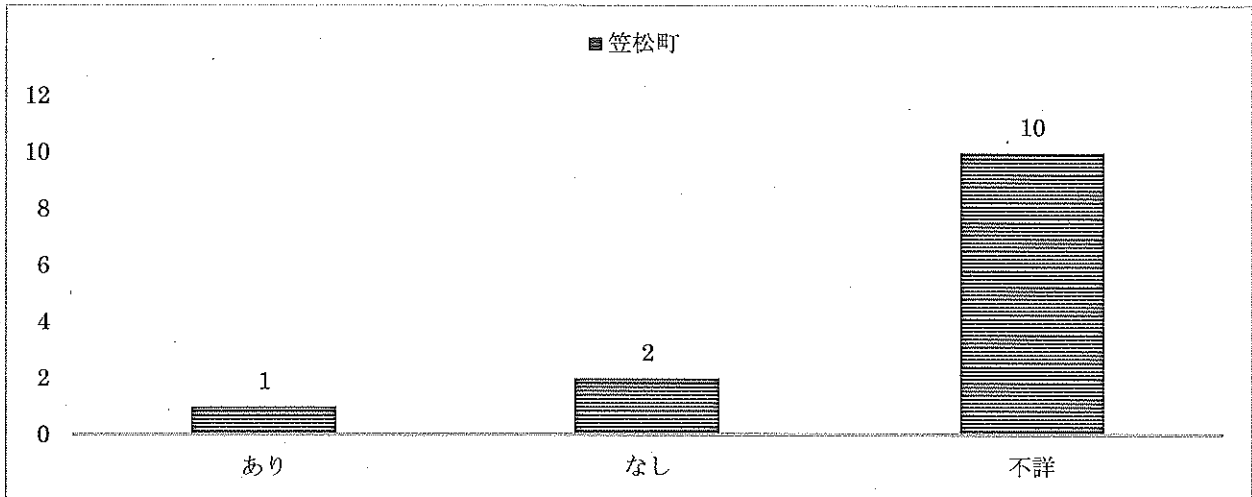
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5) 自殺未遂歴の有無

本町における自殺者数について、自殺未遂歴の有無でみると、未遂歴のある人が1人、未遂歴のない人が2人となっています。岐阜県においては、未遂歴のある人が未遂歴のない人の約1/3となっています。

○ 自殺未遂歴の有無集計（笠松町：平成25年～平成29年）

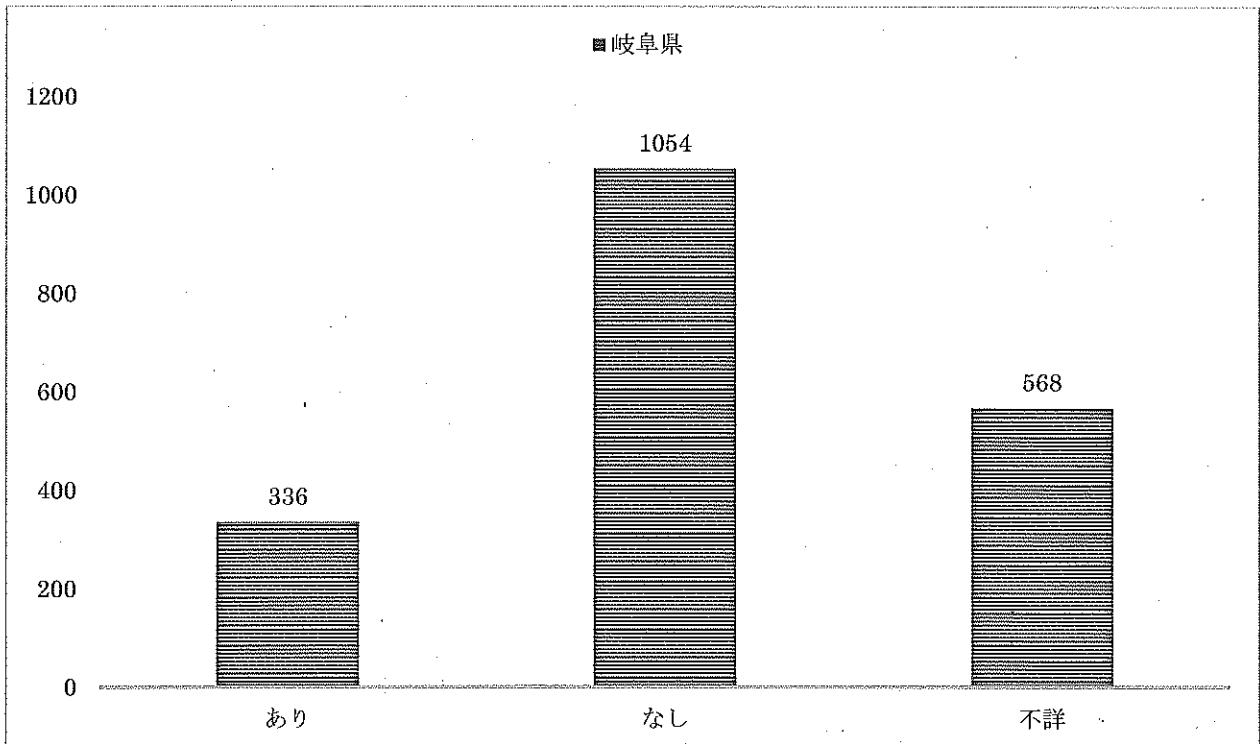
単位：人



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

○ 自殺未遂歴の有無集計（岐阜県：平成25年～平成29年）

単位：人



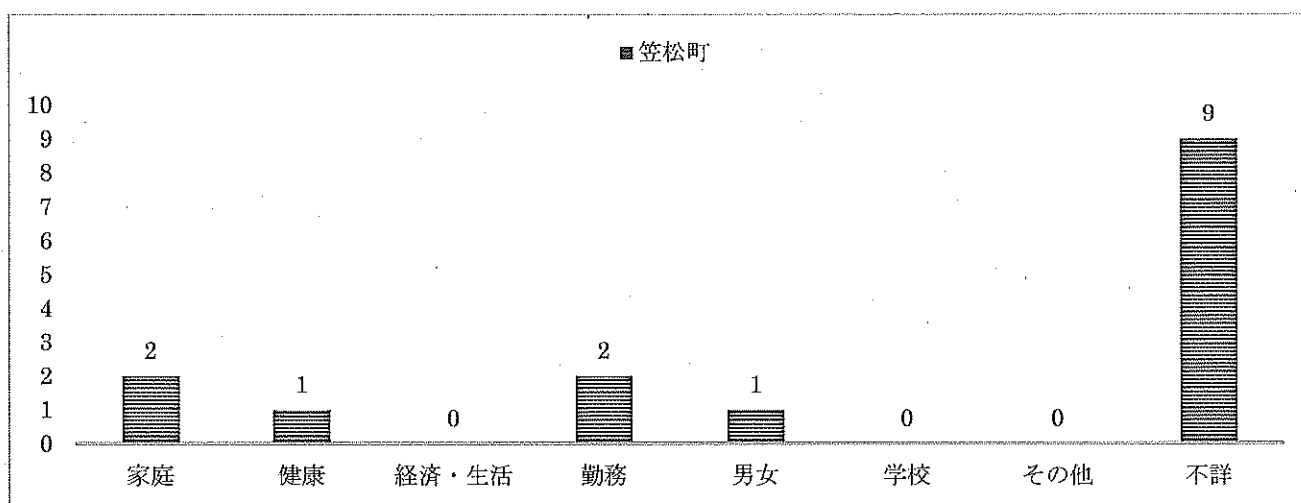
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(6) 自殺の原因・動機

本町における自殺者数について、原因・動機別についてみると、家庭問題が2件、勤務問題が2件で、次いで健康問題が1件、男女問題が1件と続きます。岐阜県においては、健康問題が最も多く、次いで家庭問題、経済・生活問題となっています。不詳の場合も多く、自殺は複数の要因が絡み合い、追い詰められた結果、死に至るとも言われており、原因の特定はなかなか困難な実情にあります。

○ 原因・動機別集計（笠松町：平成25年～平成29年）

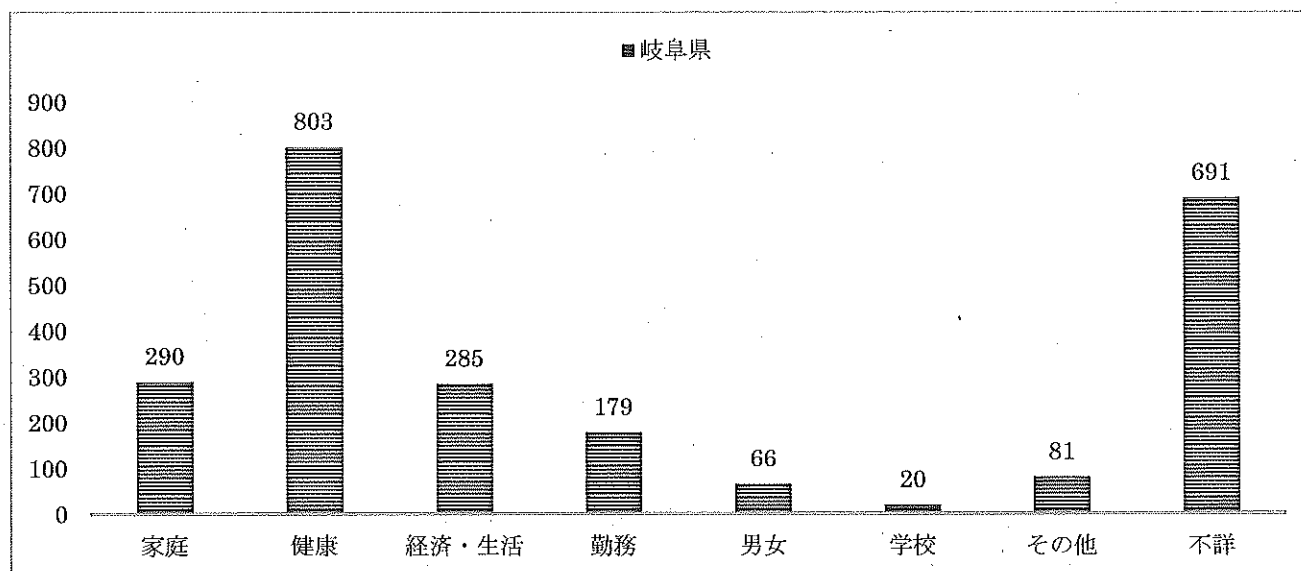
単位：人



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

○ 原因・動機別集計（岐阜県：平成25年～平成29年）

単位：人



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

◎自殺の原因・動機に係る集計については、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上しているため、自殺者数とは一致していない。

(7) 自殺の特徴（平成24年～平成28年）

平成24年から平成28年の5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、本町において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位5区分が示されました。

また、この属性情報から、本町において推奨される重点施策として「子ども・若者」「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」「勤務・経営」に対する取組が挙げられました。

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路 (例)
1位 男性60歳以上 無職同居	4	26.7%	50.1	失業(退職)→生活苦+介護の悩み (疲れ)+身体疾患→自殺
2位 女性20～39歳 無職同居	2	13.3%	38.2	DV等→離婚→生活苦+子育ての 悩み→うつ状態→自殺
3位 男性20～39歳 有職同居	2	13.3%	21.4	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラ ック企業)→パワハラ+過労→うつ 状態→自殺
4位 女性40～59歳 有職独居	1	6.7%	199.6	職場の人間関係+身体疾患→うつ 状態→自殺
5位 女性20～39歳 有職独居	1	6.7%	94.1	①非正規雇用→生活苦→借金→う つ状態→自殺/②仕事の悩み→うつ 状態→休職/復職の悩み→自殺
その他	5	33.3%		

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイルより特別集計（自殺日・住居地）」

- ・順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順位としています。
- ・自殺率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しています。
- ・「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にしたもので、危機経路を例示しています。

2 自殺に関連するデータ

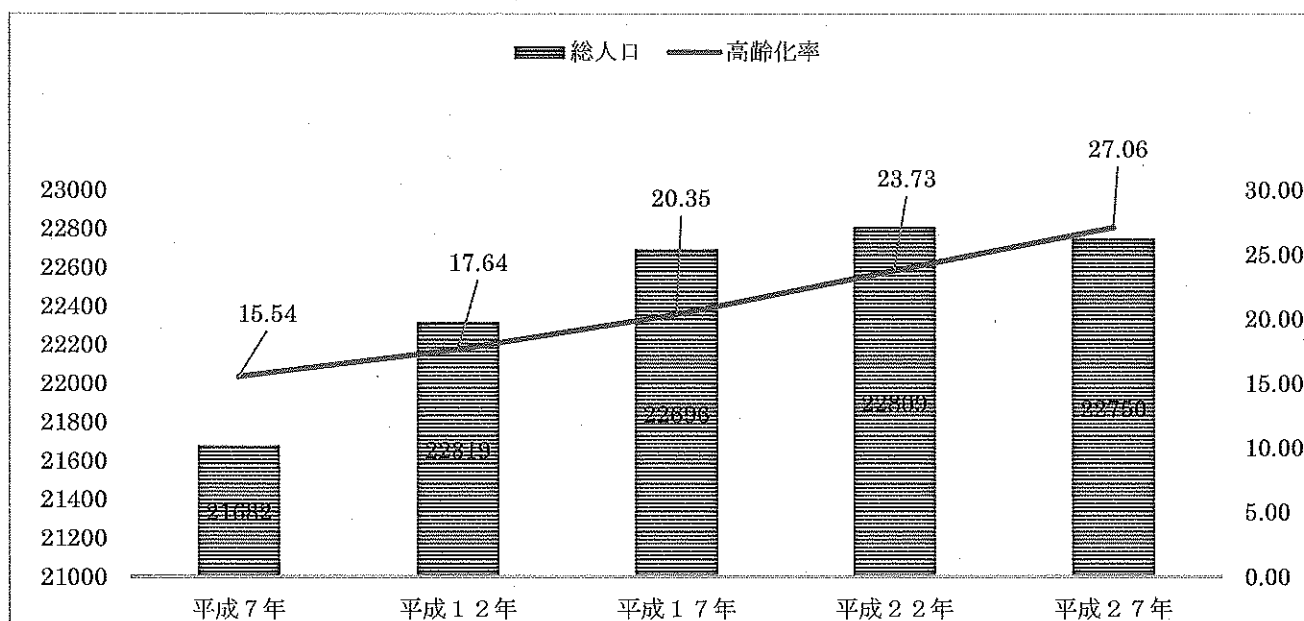
(1) 高齢者関連データ

①総人口と高齢化率の推移

本町の総人口は平成27年には22,750人であり、平成12年から22,000人強で横ばいとなっています。一方、高齢化率は右肩上がりに上昇しています。

(ウ) ○ 総人口および高齢化率の推移

(%)



出典：国勢調査

②世帯の状況

平成12年から平成27年の間に、高齢者のいる世帯は1.47倍増加しており、高齢者単身世帯は2.27倍、また、高齢者夫婦世帯は2.70倍増加しています。

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	6,573	7,221	7,540	7,840	8,191
高齢者のいる世帯	2,214	2,579	2,962	3,422	3,793
高齢者単身世帯	248	360	465	628	816
高齢者夫婦世帯	233	380	519	894	1,025

出典：国勢調査

(2) 生活困窮者関連データ

① 生活保護受給状況

本町の被保護世帯は平成29年度末で、71世帯であり、平成26年度末以降は70世帯程度で横ばいとなっています。また、単身の高齢者世帯が多くなっています。

◎被保護世帯数・人数

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
世帯数	63	69	68	74	71
人数	76	84	85	96	92

出典：福祉子ども課資料

◎被保護世帯内訳（H29年度末）

区 分	高齢者世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
単身世帯	30	12	9	3
2人以上の世帯	6	2	0	9

出典：福祉子ども課資料

② 就学援助（要保護及び準要保護児童生徒就学援助）

本町における就学援助者は平成29年度末で、31人であり、平成27年度以降ほぼ横ばいで推移しています。

◎小学校

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数	18	16	24	23	23

出典：教育文化課資料

◎中学校

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数	13	12	10	8	8

出典：教育文化課資料

(3) 勤務・経営関連データ

①就業状況

本町においては、製造業が2,340人(21.2%)と最も多く、続いて卸売・小売業が2,022人(18.4%)となっています。(人)

	総数	男	女
総数	11,012	6,140	4,872
第一次産業	112	79	33
農業	111	78	33
林業・狩猟業	1	1	-
漁業・水産養殖業	-	-	-
第二次産業	3,163	2,262	901
鉱業	2	2	-
建設業	821	681	140
製造業	2,340	1,579	761
第三次産業	7,464	3,652	3,812
電気・ガス・水道・熱供給業	49	41	8
情報通信業	206	152	54
運輸(・通信)業	642	474	168
卸売・小売業	2,022	995	1,027
金融・保険業	235	99	136
不動産業	176	107	69
飲食店・宿泊業	562	202	360
医療・福祉	1,270	317	953
教育・学習支援業	450	182	268
複合サービス業	73	41	32
サービス業	1,416	810	606
公務	363	232	131
分類不能	273	147	126

出典：国勢調査(平成27年)

②就業者の常住地・従業地

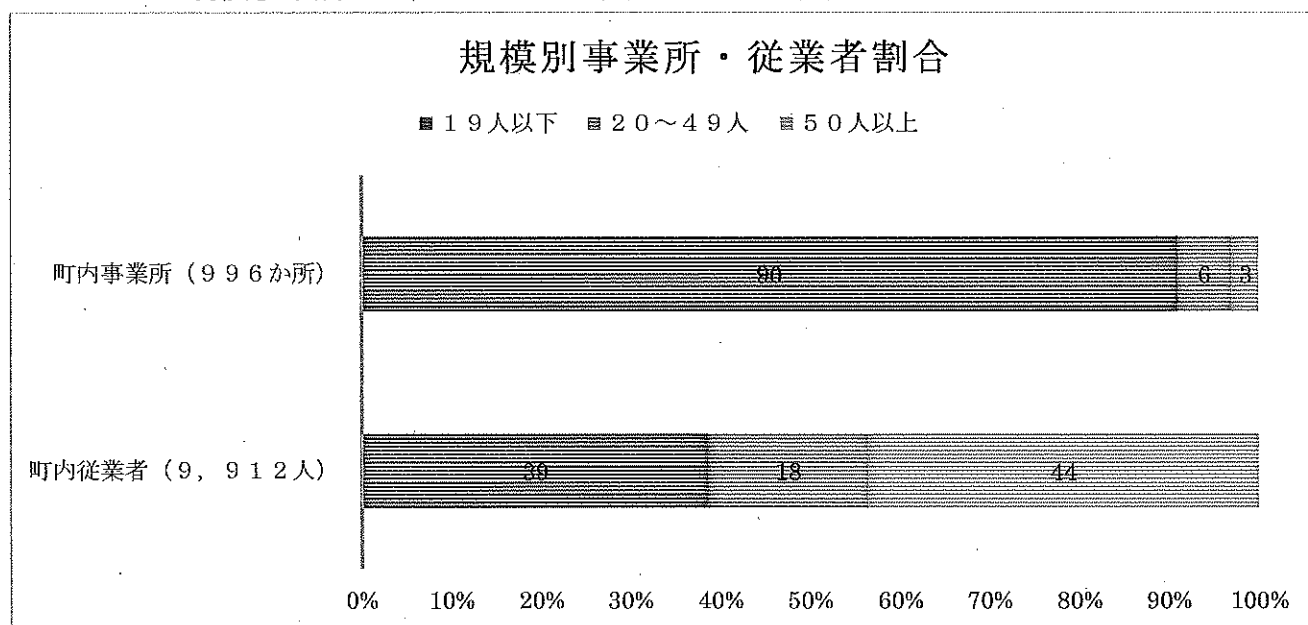
本町内に住み、本町以外で働いている人は7,354人(66.8%)と高くなっています。また、本町内従業員の5,739人(62.5%)が本町以外に常住しています。

		従業地			計
		本町内	本町以外	不明	
常住地	本町内	3,440	7,354	218	11,012
	本町以外	5,739	—	—	5,739
	計	9,179	7,354	218	16,751

出典：国勢調査(平成27年)

③規模別事業所・従業者割合

本町の事業所の96%が従業員49人以下の事業所であり、その内、90%が19人以下の小規模の事業所です。全国的に労働者数50人未満の小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、岐阜地域産業保健センター等による支援が行われています。自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが必要と考えられます。



	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	派遣従業員のみ	総数
事業所数	621	174	102	41	23	19	14	2	996
従業者数	1,343	1,147	1,328	982	789	1,338	2,985	0	9,912

出典：経済センサス(平成26年)

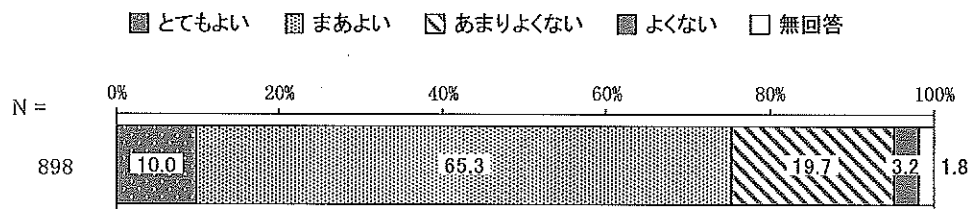
3 こころの健康に関する意識調査の結果

自殺対策行動計画の策定にあたり、市民のこころの健康に関する意識などを把握するため、「笠松市民の福祉に関するアンケート調査」の結果を活用しました。

調査対象	笠松町在住の18歳以上を無作為抽出
調査期間	平成30年8月22日から平成30年9月4日
調査方法	郵送による配布・回収
回収状況	配布数：2,000通、有効回答数：898通(有効回答率 44.9%)

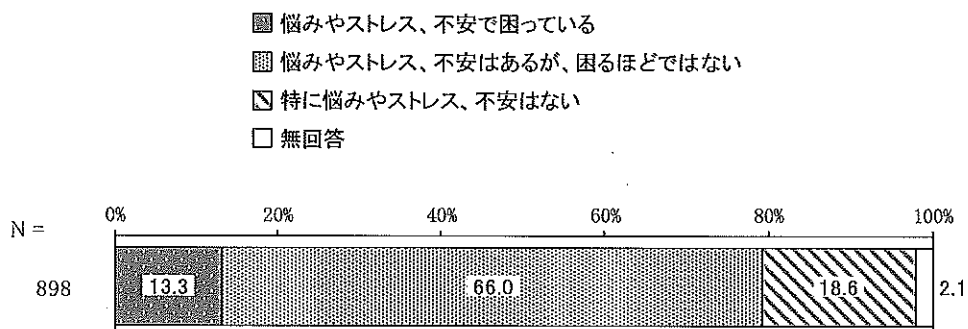
(1) あなたの健康状態（身体面と精神面）はいかがですか。（1つに○）

「とてもよい」と「まあよい」をあわせた“よい”の割合が75.3%、「あまりよくない」と「よくない」をあわせた“よくない”の割合が22.9%となっています。



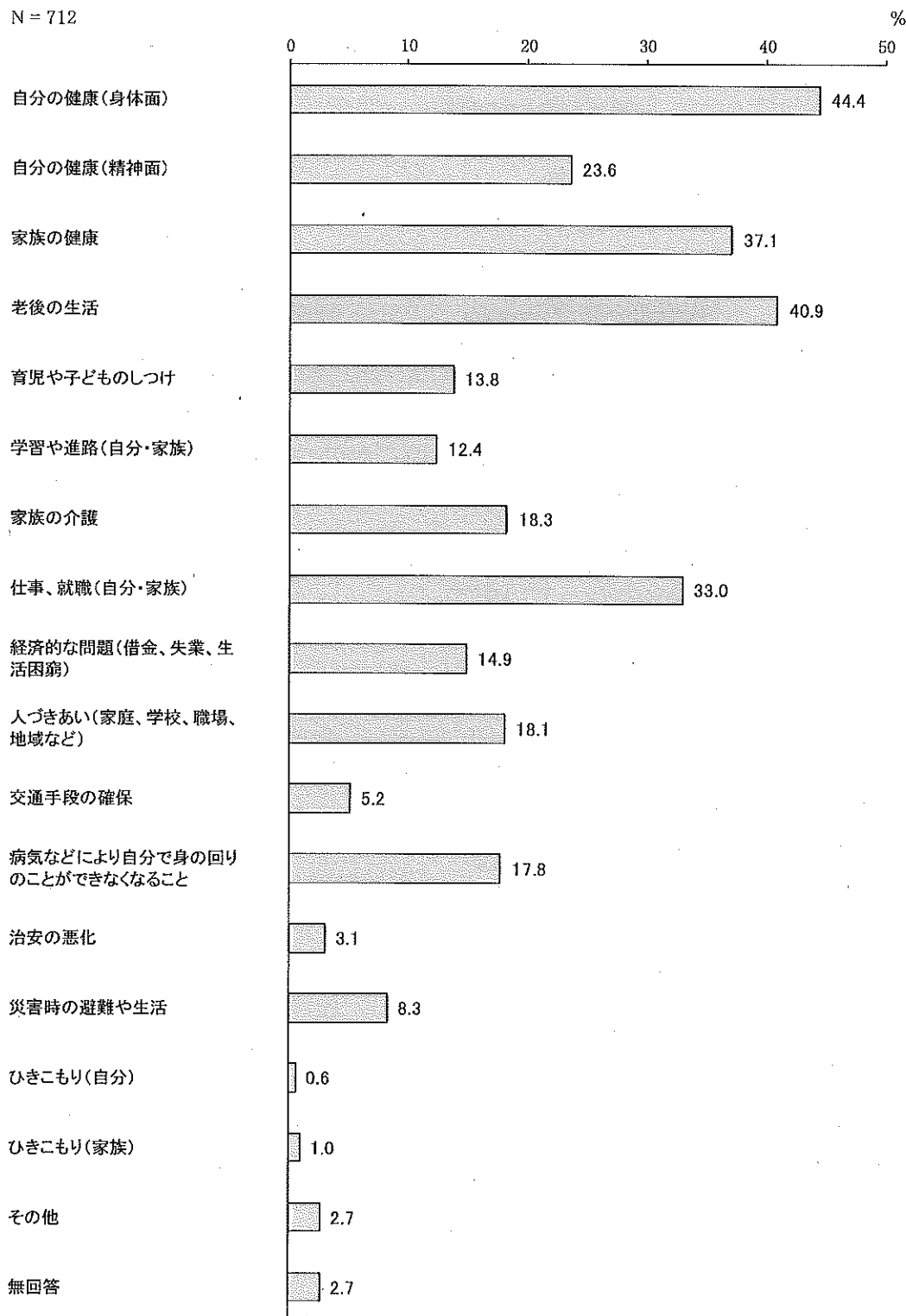
(2) ご自身やご家族に関して、日頃悩みやストレス、不安に思っている事はありますか。（1つに○）

「悩みやストレス、不安はあるが、困るほどではない」の割合が66.0%と最も高く、次いで「特に悩みやストレス、不安はない」の割合が18.6%、「悩みやストレス、不安で困っている」の割合が13.3%となっています。



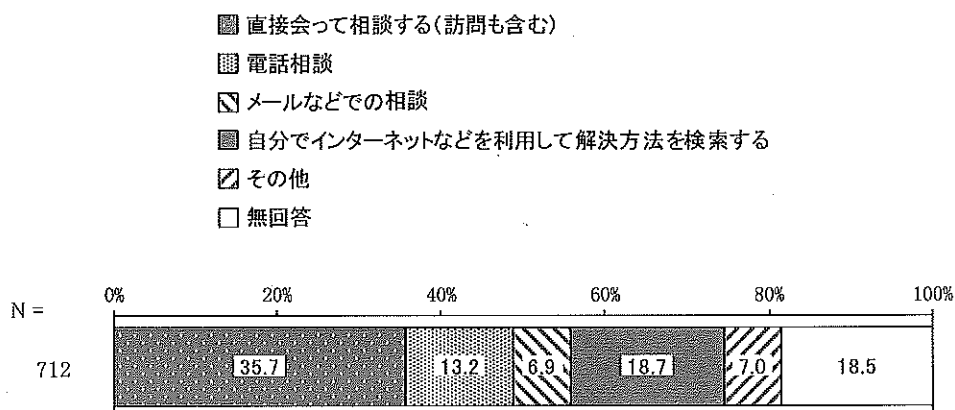
(2) - 1 それはどのような事ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

「自分の健康（身体面）」の割合が44.4%と最も高く、次いで「老後の生活」の割合が40.9%、「家族の健康」の割合が37.1%となっています。



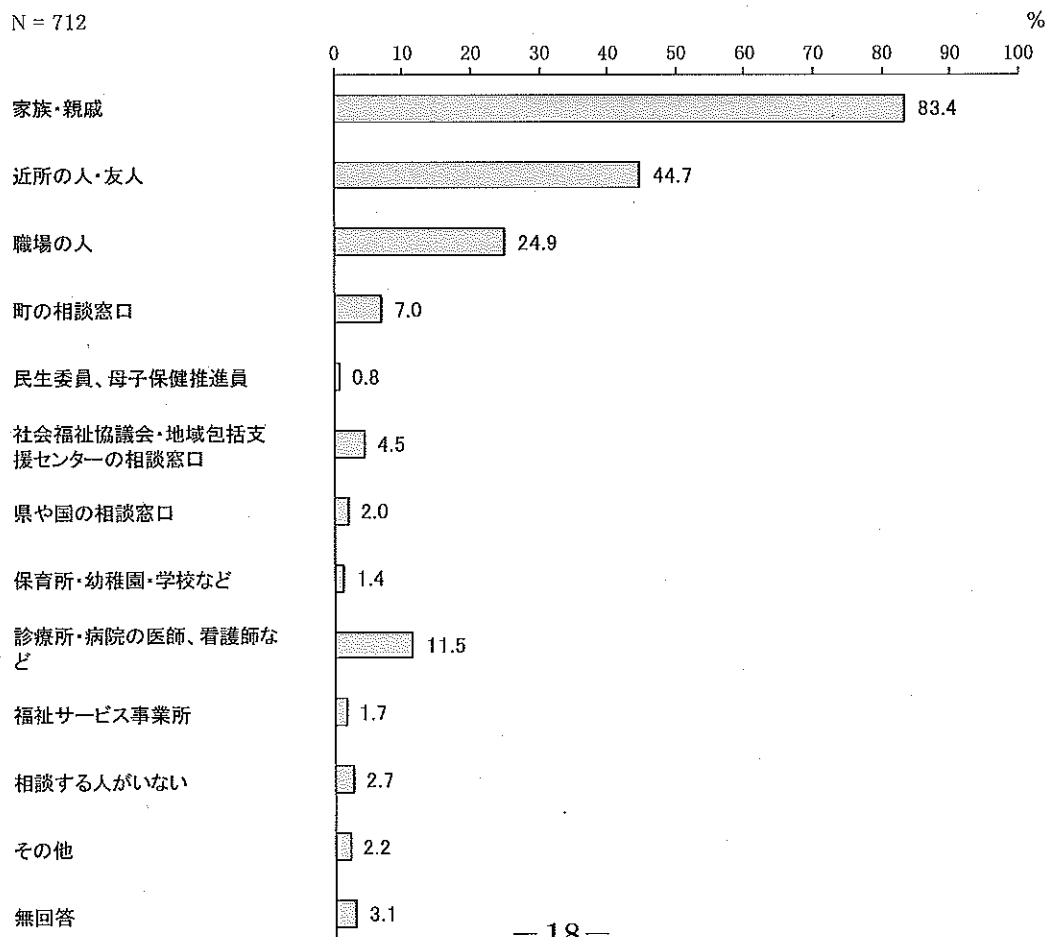
(3) あなたは悩みやストレス、不安についてどのような方法で相談したいと思いますか。

「直接会って相談する（訪問も含む）」の割合が35.7%と最も高く、次いで「自分でインターネットなどを利用して解決方法を検索する」の割合が18.7%、「電話相談」の割合が13.2%となっています。



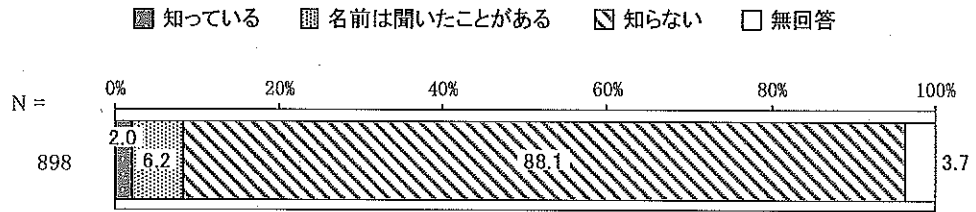
(4) あなたは、悩みやストレス、不安での困りごとについて、誰に相談しますか。主な相談先を3つまで〇をつけてください。

「家族・親戚」の割合が83.4%と最も高く、次いで「近所の人・友人」の割合が44.7%、「職場の人」の割合が24.9%となっています。



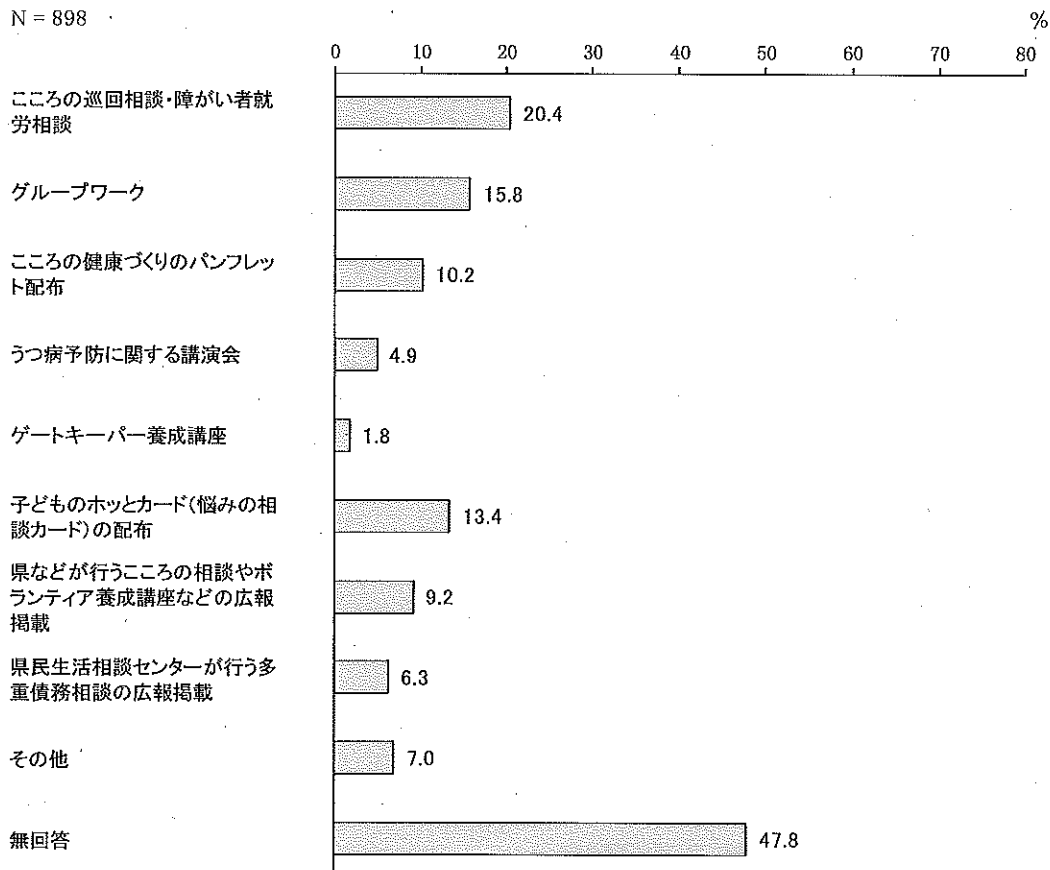
(5) あなたは、ゲートキーパーのことを知っていますか。(1つに〇)

「知らない」の割合が88.1%と最も高くなっています。



(6) 笠松町がこころの健康づくりのためにやっている事業について、見たり聞いたりしたことがある事業はどれですか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。

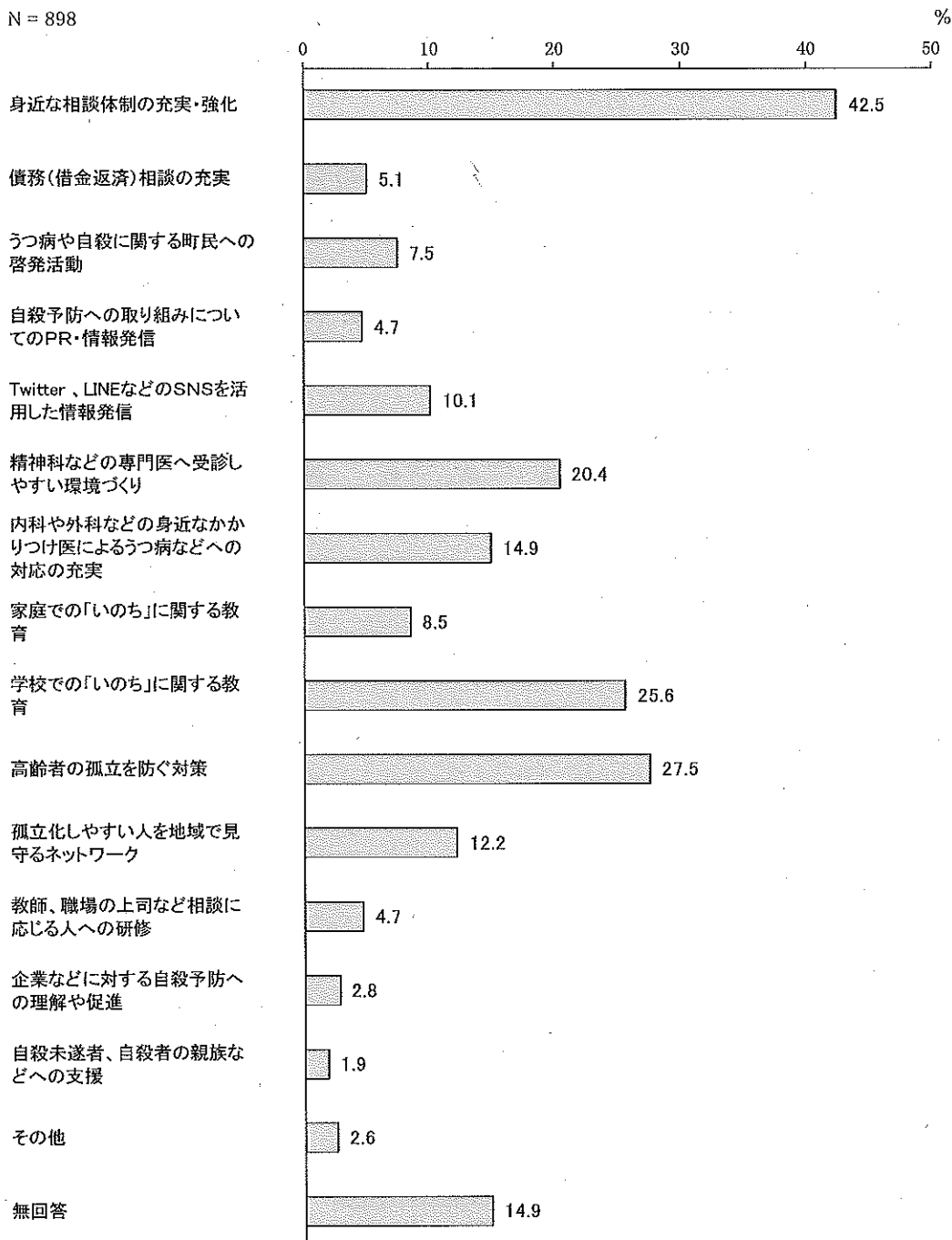
「こころの巡回相談・障がい者就労相談」の割合が20.4%と最も高く、次いで「グループワーク」の割合が15.8%、「子どものホットカード(悩みの相談カード)の配布」の割合が13.4%となっています。



(7) こころの健康づくりの対策として、あなたが充実させる必要があると思うことは何ですか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。

「身近な相談体制の充実・強化」の割合が42.5%と最も高く、次いで「高齢者の孤立を防ぐ対策」の割合が27.5%、「学校での「いのち」に関する教育」の割合が25.6%となっています。

N = 898



第3章 これまでの笠松町における自殺対策の取組と課題

1 これまでの取組と課題

これまで、本町におきましては、(1)人材育成、(2)周知・啓発活動、(3)相談事業を実施してきました。これらの活動内容及び成果と課題については以下のとおりです。

(1) 人材育成

自殺予防の取組を推進するためには、悩んでいる人に寄り添い、関わりを持つことを通して、「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。このため本町では、職員はもとより、高齢者と関わる機会の多い、社会福祉協議会の職員・民生委員・母子保健推進員等の支援者を対象に、一人でも多くの方に「ゲートキーパー」(*)となってもらうことを目的とする研修を実施してきました。また、地域における福祉の増進を図るために高齢者施設等での傾聴活動を行う「傾聴ボランティア」の支援を行ってきました。

しかし、アンケートでは、ゲートキーパーの認知度は8.2%と低い状況でした。今後はゲートキーパーについて町民に知ってもらうことが重要です。

これまでは、団体(民生委員・母子保健推進員等)向けの研修が中心であったことから、今後は、一般住民向けのゲートキーパーの知識・技能を身に付けられる機会の確保が必要であるとともに、対応した事例の振り返りを行うなど支援者へのフォローが必要です。

(2) 周知・啓発活動

3月の自殺対策強化月間や、9月の自殺予防週間には、公共施設におけるポスター掲示及び町広報紙への掲載を実施してきました。また、成人式でリーフレットを配布し、新成人に対して、いのちや暮らしの危機に陥った際に相談できる相談支援機関があることを周知したり、産婦に対して、出生届時にリーフレットを配布し、産後うつ等の予防や相談窓口について周知してきました。

しかし、アンケートでは、町が実施しているこころの健康づくりのための事業について知っている人は少なく、約半数の人が無回答でした。

今後は更に、広報紙・ホームページやその他あらゆる方法で周知・啓発活動を行っていく必要があります。

(3) 相談事業

毎月1回、精神保健福祉士によるこころの病や不安の相談を実施したり、保健師による相談を随時実施してきました。また、赤ちゃん訪問実施時に、母親に対する産後うつ等の相談を実施してきました。

しかし、アンケートでは町の相談事業を知っている人は20.4%となっており、また、

困りごとの相談先は、家族や近所・職場の人が多く、町の相談窓口は7.0%と低い状況です。その反面、こころの健康づくり対策として充実させる必要があるものとして、身近な相談体制の充実・強化が42.5%と最も高くなっています。

今後は更に、専門職による相談を実施し、必要時には医療機関等に繋げていくとともに、相談事業の周知の強化やあらゆる方法で相談できる体制づくりが必要です。

(*) ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

第4章 自殺対策における取組

1 基本的な考え方

(1) 基本理念

基本理念

いのち支えるかさまつ

～誰も自殺に追い込まれることのない笠松町の実現を目指して～

自殺総合大綱では、自殺対策の本質が生きることの包括的な支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」とする理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとしています。

本町においても、「いのち支えるかさまつ～誰も自殺に追い込まれることのない笠松町の実現を目指して～」を基本理念とし、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされている「基本施策」と、地域の自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」により示された「重点施策」を組み合わせ、本町の特性に応じた自殺対策を全庁挙げて取り組むとともに、関係機関・団体、住民との連携を図り一体となって推進していきます。

◎5つの「基本施策」

1. 地域におけるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材育成
3. 住民への啓発と周知
4. 生きることの促進要因への支援
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

○4つの「重点施策」

1. 若者への対策
2. 高齢者への対策
3. 生活困窮者・無職者への対策
4. 勤務・経営への対策

2 基本施策

地域で自殺対策を進めるうえで基本となる取り組みで、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされている、次の5つの施策を推進していきます。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺は、健康問題、経済問題、人間関係の問題、職場の問題、家庭や学校の問題など様々な要因が関係しています。自殺に追い込まれることがないよう、誰もが安心して生きられるように自殺対策を推進していくことが重要となります。このため、医療、保健、生活、教育、労働等、様々な関係機関のネットワークづくりを強化します。

事業・主な取り組み	担当課等
<p>「笠松町いのち支える自殺対策推進本部」 役場内において、町長をトップとした全所属長で構成される、本町の中核組織であり、各部局における自殺対策関連事業の実施状況の把握を行い、全庁を挙げて自殺対策を総合的に推進していきます。</p>	<p>健康介護課</p>
<p>「作業部会」 笠松町いのち支える自殺対策推進本部の下部組織として、関係各課から選出する職員で構成する組織で、自殺対策関連事業の実施状況の把握等、全庁的な取組として横断的に自殺対策を推進します。</p>	<p>関係各課</p>
<p>「笠松町いのち支える自殺対策推進委員会」 役場組織外の関係機関等と連携を図るとともに、様々な関係者の知見を活かし、自殺対策を総合的に推進するため、保健・医療・福祉・教育等の町内外の関係機関や団体等で構成する自殺対策のための委員会を開催します。</p>	<p>健康介護課</p>
<p>「実務者会議」 笠松町いのち支える自殺対策推進委員会を構成する関係機関等の実務者により、本町の自殺対策のための連携強化及び情報交換を行います。</p>	<p>健康介護課 関係機関</p>

<p>「生活困窮者自立支援に関する事業」 自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活に困窮する人の相談支援、就労支援、経済支援のほか、対象者の困りごとに合わせた相談支援をしていきます。</p>	<p>福祉子ども課 健康介護課 社会福祉協議会等</p>
<p>「要保護児童対策事業」 虐待が疑われる児童生徒や、支援対象家族で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図ります。</p>	<p>福祉子ども課 健康介護課 教育関係機関等</p>
<p>「高齢者虐待防止」、「見守りネットワーク事業」 地域の住民が日常生活や仕事を通じて、高齢者の普段と異なる様子が気が付いたとき、町や地域包括支援センターに連絡することにより、必要な支援を行う事業を継続していきます。</p>	<p>健康介護課 福祉子ども課 地域包括支援センター等</p>

●評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの目標値
笠松町いのち支える自殺対策推進本部開催回数	平成30年度設置	1回以上/年度
作業部会開催回数	—	1回以上/年度
笠松町いのち支える自殺対策推進委員会開催回数	平成30年度設置	1回以上/年度
実務者会議開催回数	—	1回以上/年度

(2) 自殺対策を支える人材育成

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応が重要であり、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー等）の育成を進めます。

事業・主な取組み	担当課等
<p>「町職員向けゲートキーパー養成講座の開催」</p> <p>生活面で深刻な問題を抱えている人の相談や各種税金等の徴収業務等の際に、早期発見のサインに気づくことができるようにゲートキーパー養成講座を開催します。なお、全庁的な取り組み意識を高めるため、全職員を対象とした養成講座を行います。</p>	<p>健康介護課 関係各課</p>
<p>「関係機関・関係団体向けゲートキーパー養成講座の開催」</p> <p>日頃から地域住民と接する機会の多い町内会連合会、民生委員、老人クラブ、母子保健推進員、食生活改善推進員、消防職員、警察職員、社会保険労務士、商工会員等を対象にゲートキーパー養成講座を開催します。</p>	<p>健康介護課 福祉子ども課 関係機関</p>
<p>「学校教育関係者向けゲートキーパー養成講座の開催」</p> <p>児童生徒が発信するSOSのサインにいち早く気づき、どのように受け止めるかなどについての理解を深めるために、学校教育関係者を対象にゲートキーパーの養成講座を開催します。</p>	<p>健康介護課 教育文化課 福祉子ども課</p>
<p>「フォローアップ研修の開催」</p> <p>ゲートキーパー養成後、養成者を対象にフォローアップ研修を開催していきます。</p>	<p>健康介護課 関係機関</p>
<p>「住民向け出前講座の実施」</p> <p>住民からの要望を受けて実施する出前講座において、町の保健師を派遣し、心の健康や自殺予防に関する正しい知識等について周知していきます。</p>	<p>健康介護課</p>

●評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの目標値
町職員に対するゲートキーパー養成講座の開催回数	—	1回以上/年度
ゲートキーパーの認知度	8.2%	16%

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現状があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

また、悩んでいる人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における住民一人ひとりの役割についての意識が共有されるようよう、啓発事業を実施します。

事業・主な取り組み	担当課等
<p>「リーフレット・啓発グッズによる相談窓口及び自殺予防に関する情報の提供」</p> <p>庁舎窓口や中央公民館等に啓発用のチラシを設置し、相談窓口の周知を図ります。</p> <p>また、成人式でリーフレットを配布し、新成人に対して、自殺予防に関する正しい知識等を伝えたり、産婦に対して、出生届時にリーフレットを配布し、産後うつ等の予防について周知していきます。</p>	<p>関係各課</p>
<p>「自殺予防週間、自殺対策強化月間等を中心とするメディアを活用した啓発」</p> <p>本町の広報紙やホームページに、自殺対策強化月間（3月）、自殺予防週間（9月）に合わせて、自殺対策の情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図ります。また、こころのダイヤル119・岐阜いのちの電話・岐阜県自殺対策推進センター等、相談機関窓口についても周知していきます。</p>	<p>健康介護課</p>
<p>「住民向け出前講座の実施」（再掲）</p> <p>住民からの要望を受けて実施する出前講座において、町の保健師を派遣し、心の健康や自殺予防に関する正しい知識等について周知していきます。</p>	<p>健康介護課</p>
<p>「各種講座及び生涯学習等における啓発」</p> <p>各種講座及び生涯学習等において、自殺対策関連の講座を開催する場合、本町の自殺対策計画についての普及啓発や、リーフレットを配布し自殺予防に関する正しい知識等について周知します。</p>	<p>健康介護課 教育文化課</p>

●評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの目標値
広報紙・ホームページへの掲載回数	2回/年度	4回/年度
住民向け出前講座開催回数	—	1回以上/年度

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させ、生きることの包括的な支援として推進していきます。

事業・主な取組み	担当課等
<p>「健康、子育て、介護、生活困窮、DV等の不安を抱える人への支援」</p> <p>それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、DV等）に応じて、緊密な連携を図りながら相談対応を行っていきます。</p>	<p>関係各課 関係機関</p>
<p>「こころの健康に対する不安や悩みを抱える人への支援」</p> <p>精神保健福祉士によるこころの病や不安の相談事業を行ったり、不安の強い妊婦や出産後間もない産婦について産後うつ等の早期発見のため、個別面談を実施する等をして支援していきます。</p>	<p>健康介護課</p>
<p>「高齢者を対象とした居場所づくりの推進」</p> <p>住民が主体となり地域を拠点として開催している「ふれあい・いきいきサロン」の運営を引き続き支援します。</p> <p>また、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所づくりを推進します。</p>	<p>健康介護課 社会福祉協議会</p>
<p>「子育て世代の親や子どもを対象とした居場所づくりの推進」</p> <p>子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を引き続き提供します。</p> <p>また、生活困窮世帯の子どもを対象とした、居場所を兼ねた学習支援事業を支援していきます。</p>	<p>健康介護課 福祉子ども課 社会福祉協議会</p>
<p>「障がい者（児）を対象とした居場所づくりの推進」</p> <p>地域で生活する障がい者（児）の日中活動の場として、小規模授産所や地域活動支援センターの活動支援並びに、グループワーク等を開催し、交流のできる場や居場所の確保に努めます。</p>	<p>健康介護課 福祉子ども課 社会福祉協議会</p>

<p>「自殺未遂者への支援」 自殺未遂者に対し、医療機関や警察、消防、保健所等とのネットワークの構築を図り、適切な指導、助言等を行っていきます。</p>	<p>健康介護課 関係機関</p>
<p>「遺された人への支援」 同じような経験をした方が集い、互いの思いを自由に語り合えるような会などを紹介するなどして、遺族の精神的ケア及び生活支援等を関係機関と連携して行っています。</p>	<p>健康介護課 関係機関</p>

●評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの目標値
ふれあい・いきいきサロン等 設置数	15か所	18か所以上

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いじめを苦しめた児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、平成28年に改正された自殺対策基本法では、学校における「SOSの出し方に関する教育」が盛り込まれました。このため本町でも、「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくない」、「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOSの出し方に関する教育を推進していきます。

事業・主な取り組み	担当課等
<p>「SOSの出し方に関する教育の実施」 児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方を学ぶための教育を推進します。</p>	教育委員会
<p>「学校教育関係者向けゲートキーパー養成講座の開催」（再掲） 児童生徒が発信するSOSのサインにいち早く気づき、どのように受け止めるかなどについての理解を深めるために、学校教育関係者を対象にゲートキーパーの養成講座を開催します。</p>	健康介護課 教育文化課 福祉子ども課
<p>「児童生徒の支援体制の強化」 不登校やいじめ等の問題についての早期発見と適切な対応を促進するため、関係機関が連携して支援します。</p>	健康介護課 教育委員会
<p>「学校への専門家の派遣」 各学校へスクールカウンセラーの派遣を行い、学校生活やこころの健康に関する相談を受ける体制に努めます。</p>	教育委員会
<p>「子どもホットカードの配布」 子ども専用ダイヤルとメールアドレスを記載した「子どもホットカード」を小・中・高校の児童生徒に配布し、子ども本人からの相談体制について周知を図ります。</p>	福祉子ども課

●評価指標

評価項目	現状値	平成35年度までの目標値
学校教育関係者向けゲートキーパー養成講座開催回数	—	1回以上/年度

3 重点施策

本町において特に自殺の実態が深刻である「若者」と「高齢者」、また、自殺のリスクを抱えている「生活困窮者・無職者」と「勤務・経営」に係る取組みが重点課題であること、また、国が作成した本町の「自殺実態プロファイル」においても、重点的に支援をする必要があるとされているため、これら4つを重点施策として選定し、それぞれの課題に係る施策を推進していきます。

(1) 若者への対策

本町では、平成25年から平成29年の5年間に、20～30歳代の自殺者数が6人と最も多くなっています。そのため、若者が自殺に追い込まれないこと、抱えた悩みや問題が深刻化する手前の段階で、支援につながる取組を推進していきます。

事業・主な取組み	担当課等
<p>「リーフレット・啓発グッズによる相談窓口及び自殺予防に関する情報の提供」(再掲)</p> <p>庁舎窓口や中央公民館等に啓発用のチラシを設置し、相談窓口の周知を図ります。</p> <p>また、成人式でリーフレットを配布し、新成人に対して、自殺予防に関する正しい知識等を伝えたり、産婦に対して、出生届時にリーフレットを配布し、産後うつ等の予防について周知していきます。</p>	<p>関係各課</p>
<p>「自殺予防週間、自殺対策強化月間等を中心とするメディアを活用した啓発」(再掲)</p> <p>本町の広報紙やホームページに、自殺対策強化月間(3月)、自殺予防週間(9月)に合わせて、自殺対策の情報を掲載し、施策の周知と理解促進を図ります。また、こころのダイヤル119・岐阜いのちの電話・岐阜県自殺対策推進センター等、相談機関窓口についても周知していきます。</p>	<p>健康介護課</p>
<p>「SOSの出し方に関する教育の実施」(再掲)</p> <p>児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方を学ぶための教育を推進します。</p>	<p>教育委員会</p>

(2) 高齢者への対策

高齢者の自殺者数は、若者の自殺者数に続いて多く、平成25年から平成29年の5年間に、70歳以上で4人の方が亡くなっています。高齢者の自殺は孤立・孤独に陥り、さまざまな問題を抱えたときに誰にも相談できず、自殺リスクが高まると考えられることから、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった施策を推進していきます。

事業・主な取り組み	担当課等
<p>「地域ケア会議の機能強化」(*) 高齢者の介護に係る問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種での連携体制に取り組みます。</p>	<p>健康介護課</p>
<p>「在宅医療・介護連携の推進」 地域の医療・介護・福祉関係者等に自殺に関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を推進します。</p>	<p>健康介護課</p>
<p>「関係機関・関係団体向けゲートキーパー養成講座の開催」(再掲) 日頃から地域住民と接する機会の多い民生委員や母子保健推進員、食生活改善推進員、消防職員、警察職員、商工会員等を対象にゲートキーパー養成講座を開催します。</p>	<p>健康介護課 福祉子ども課 関係機関</p>
<p>「高齢者を対象とした居場所づくりの推進」(再掲) 住民が主体となり地域を拠点として開催している「ふれあいいきいきサロン」の運営を引き続き支援します。 また、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、地域住民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所づくりを推進します。</p>	<p>健康介護課 社会福祉協議会</p>

(*) 地域ケア会議とは、多様な関係者が協働し、介護支援専門員の対応している個別事例について、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援できるように検討する会議のことです。

(3) 生活困窮者・無職者への対策

本町では、平成24年から平成28年の自殺者15人のうち、生活苦が背景にあると推測される方が7人と「自殺実態プロファイル」に示されております。

生活困窮者の背景には、虐待、DV、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範な問題を複合的に関わっていることが多く、その対策については包括的に支援を推進していきます。

事業・主な取組み	担当課等
<p>「包括的な相談支援体制の充実」</p> <p>「我が事・丸ごと」(*)の地域づくり推進事業において、生活困窮者等へ対する包括的な支援体制の充実を図り、関係機関との連携により、自殺のリスクを抱えた人への「生きることへの包括的な支援」を実施します。</p>	<p>健康介護課 福祉子ども課 関係機関</p>
<p>「生活困窮者自立支援事業」(再掲)</p> <p>自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、自殺リスクの高い生活に困窮する人の相談支援、就労支援、経済支援のほか、対象者の困りごとに合わせた支援をしていきます。</p>	<p>福祉子ども課 健康介護課 社会福祉協議会等</p>
<p>「法律相談」</p> <p>消費生活上等のトラブルを抱えた住民に対し、弁護士等の専門家への相談機会を提供します。また、相談先情報の周知に努めます。</p>	<p>健康介護課 総務課 環境経済課</p>

(*)「我が事・丸ごと」とは、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みを作っていくとともに、市町村においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域づくりの取組みの支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合支援体制整備を進めていく取組のことです。

(4) 勤務・経営への対策

本町では、平成24年から平成28年の自殺者15人のうち、職場の人間関係が背景にあると推測される方が3人と「自殺実態プロファイル」に示されております。

勤務問題に係る自殺対策に取り組む事が重要です。そのため、本町としても職域や事業所との連携を図り、小規模事業所に勤務する従業員や管理者に対するメンタルヘルスの取組について、岐阜地域産業保健センター等と連携しながら、地域保健として推進していきます。

事業・主な取組み	担当課等
<p>「健康相談・健康教室の実施」 本町内の小規模事業所の勤労者や商工会員などを対象とした健康相談・健康教育の実施に向けて、労働基準監督署や岐阜地域産業保健センターと連携します。</p>	健康介護課 商工会 関係機関
<p>「啓発事業の強化」 働き盛り世代を対象に、本町の広報紙等を活用した、うつ状態や睡眠障害等に係る啓発活動を行い、こころの健康リスクの早期発見を進めます。</p>	健康介護課
<p>「家族等の気づきの促進」 悩みを抱えた勤労者の心身の変調に、家族等の身近な人がいち早く気づくことができるよう、うつ状態や自殺の危険を示すサインへの気づき方や、適切な相談窓口についての普及啓発を進めます。</p>	健康介護課

第5章 自殺対策推進体制等

1 本計画の推進体制

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会の全般に関係しており、総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携と協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。このため、庁舎内に「笠松町いのち支える自殺対策推進本部」を設置するとともに、その下部組織として「作業部会」を設置し、全庁的に自殺対策を推進していきます。また、幅広い関係機関・団体で構成される「笠松町いのち支える自殺対策推進委員会」、さらに「実務者会議」を設置して、官民一体となった自殺対策行動計画を策定し、本町における自殺対策を総合的に推進していきます。

(1) 笠松町いのち支える自殺対策推進本部

役場内において、町長をトップとした全所属長で構成される、当町の中核組織であり、各部局における自殺対策関連事業の実施状況の把握を行い、全庁を挙げて自殺対策を総合的に推進していきます。

<作業部会>

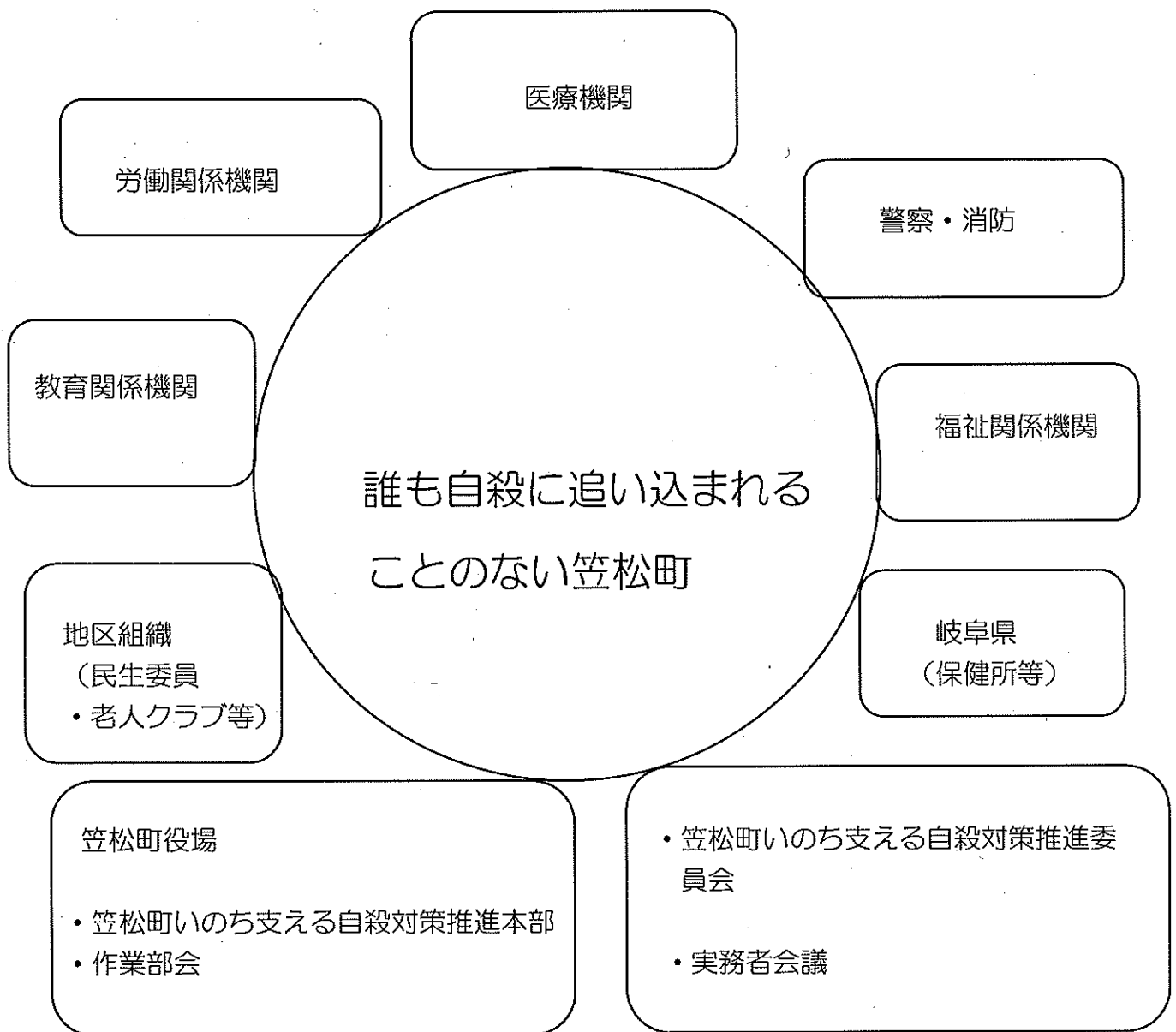
笠松町いのち支える自殺対策推進本部の下部組織として、関係各課から選出する職員で構成する組織で、自殺対策関連事業の実施状況の把握等、全庁的な取組として横断的に自殺対策を推進します。

(2) 笠松町いのち支える自殺対策推進委員会

保健、医療、福祉、教育等の町内外の幅広い関係機関や団体で構成される委員会であり、自殺対策に係る計画の協議や、計画の進捗状況の検証・評価を行います。また、今後の取組についての協議を行い、PDCAサイクルにより計画を推進していきます。

<実務者会議>

作業部会員と関係団体等の実務者が連携し、各活動の洗い出し、明確化、各事業の進捗管理や、対象者が抱える複合的な課題に関する具体的な対応策を協議します。



2 本計画の進捗管理及び評価

- (1) 「笠松町いのち支える自殺対策推委員会」において本計画の進捗状況を検証・評価し、今後の取組についての協議を行うとともに、「笠松町いのち支える自殺対策推進本部」において必要な対策を迅速に進めていくようPDCAサイクルにより計画を推進していきます。

第6章 参考資料

- 1 自殺対策基本法
- 2 笠松町いのち支える自殺対策推進委員会設置要綱
- 3 笠松町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱
- 4 笠松町いのち支える自殺対策推進委員名簿
- 5 パブリックコメントで寄せられた意見
- 6 生きる支援関連施策一覧

資料1 自殺対策基本法（発令：平成18年6月21日号外法律第85号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵（かん）養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等の

ための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則〔平成二七年九月一一日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二八年三月三〇日法律第一一号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

資料2 笠松町いのち支える自殺対策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第3条第2項の規定に基づき、関係機関、関係団体等の相互の連携を確保し、笠松町における自殺対策を総合的に推進し、自殺防止を図るため、笠松町いのち支える自殺対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策行動計画に関すること。
- (2) 自殺対策について、関係機関、関係団体等の連携及び協力に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 地域代表者
- (4) 教育関係者
- (5) 警察・消防関係者
- (6) 労働関係者
- (7) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、町長が招集することができる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者に会議の出席を求め、意見を聴くことができ

る。

(実務者会議)

第7条 委員会に、自殺対策のための連携強化及び情報交換を行うため、実務者会議を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉部健康介護課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

資料3 笠松町いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、笠松町いのち支える自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策の推進に係る普及及び啓発に関すること。
- (4) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。

3 本部員は、次に掲げる職員をもって充てる。

- (1) 住民福祉部長
- (2) 総務部長
- (3) 企画環境経済部長
- (4) 建設水道部長
- (5) 教育文化部長
- (6) 会計管理者
- (7) 議会事務局長

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 本部に、第2条に定める事務を処理するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、本部長の指名する部会長及び部会員をもって構成する。

3 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対して部会への出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

4 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 本部及び作業部会の庶務は、住民福祉部健康介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

資料4 笠松町のち支える自殺対策推進委員名簿

分野	氏名	構成機関(所属)
識見を有する者	山田 忠正	町内会連合会代表
	○ 内藤 千壽子	町民生委員児童委員協議会代表
	家田 憲二	町老人クラブ連合会代表
保健・医療・福祉 関係者	◎ 伊藤 康	羽島郡医師会笠松代表
	吉村 隆子	岐阜保健所(健康増進課)
	水口 敦子	基幹相談支援センター
	大野 友之	岐阜県社会福祉協議会
	青山 美有紀	町社会福祉協議会 (地域包括支援センター)
地域代表者	杉山 詞一	人権擁護委員代表
	宇佐 美生枝	町母子保健推進員代表
	佐光 和子	傾聴ボランティア代表
教育関係者	青木 孝憲	羽島郡二町教育委員会
警察・消防関係者	早水 成昭	岐阜羽島警察署(生活安全課)
	塩谷 裕久	羽島郡広域連合消防本部
労働関係者	田島 義久	町商工会代表

※敬称略

◎・・・委員長

○・・・副委員長

資料5 パブリックコメントで寄せられた意見

(1) 意見募集結果

	内 容
実施時期	平成30年11月12日～平成30年12月11日
提出意見	提出者数：1人 意見数：2件

(2) 意見の内容

①自殺対策を支える人材育成「関係機関向けゲートキーパー養成講座の開催」

☆ご意見の内容

障害年金を受け取るには、社会保険労務士がエキスパートとして協力ができるので、「関係機関向けゲートキーパー養成講座の開催」の対象者に社会保険労務士も加えてはどうか。

☆ご意見に対する町の考え方

自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を進める事は大変重要である事は笠松町においても感じておりますので、「警察職員」の後に、「社会保険労務士」を追加記載いたします。

②生きることの促進要因への支援

☆ご意見の内容

障害年金を受けとることにより、収入の確保ができ、悩みの軽減が図られ生きる意欲を取り戻す方もいるので、「障害年金の受給」についても記載してはどうか。

☆ご意見に対する町の考え方

「障害年金の受給」などの様々な支援につきましては、(1)地域におけるネットワークの強化である「生活困窮者自立支援に関する事業」として掲載しております。

この中で、自殺リスクの高い生活に困窮する人の相談支援、就労支援、経済支援のほか、対象者の困りごとに合わせた相談支援を行うことを記載しております。

資料6 生きる支援関連施策一覧

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	主な担当課
(1)地域におけるネットワークの強化				
1	青少年育成事業	青少年の豊かな人格形成や指導者の資質の向上を図る。 青少年育成推進委員に関する事務 青少年育成町民会議の運営に対する補助	▼青少年層は学校や会社等でのつながりが切れてしまうと、社会との接点を喪失し孤立化する危険性が高い。 ▼青少年たちの集える場や機会の創設・運営を支援することで、自殺のリスクを抱えかねない青少年との接触を図れる可能性がある。	教育文化課
2	青少年育成町民会議	青少年の健全育成を推進する。 青少年団体の育成や社会参加の奨励、社会環境の浄化や非行防止活動、広報活動、明るい家庭づくりの推進、地域交流、地域活動の推進	▼関連の会議のなかで、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことにより、現状と取組についての理解を深めてもらう機会となり得る。	教育文化課
3	親子ふれあい事業 家庭の教育力向上 推進事業	親子教室を開催する 家庭教育シリーズ講座を開催する	▼子育て親子が集い交流できる場を設けることで、子育ての悩み等の自殺リスクの負担軽減に寄与し得る。 ▼参加者の潜在的なリスクを察知し、早期に相談に繋げられる可能性がある。	教育文化課
4	介護者のつどい	家族介護教室の中で、介護者の交流会を行い、情報交換や介護者の精神的安定を図る。	▼介護者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合い(※支援者への支援)を推進し得る。 ※支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つとされている。	健康介護課
5	地域ケア会議等の開催(地域包括支援センターの運営)	地域ケア会議を包括支援センターと協働し計画的に開催するとともに困難事例については随時開催し問題解決及び地域課題を明らかにする。また、明らかになった地域課題の解決に向け、地域ケア推進会議により政策形成について検討する。	▼地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。	健康介護課
6	高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	地域包括支援センター、民生委員等の関係機関でのネットワークを中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	▼高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ることができる。	健康介護課
7	在宅医療介護連携部会の設置	在宅医療と介護の連携促進のため、医師を始め在宅医療に関わる多職種が一同に会し在宅医療と介護の連携促進と体制の構築を検討し、中核を担う在宅医療サポートセンターや行政の今後必要な体制や業務についても検討を図っている。	▼部会での議題の一つとして、地域の自殺実態や自殺対策の内容等につき議論し、関係者の認識の共有や理解の促進を図ることで、自殺対策(生きることの包括的支援)を核にしつつ、様々な支援機関の連携促進や対象者への包括的なサービスの提供等につなげられる可能性がある。	健康介護課
8	自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワーク構築	▼医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは、自殺対策(生きることの包括的支援)を展開する上での基盤ともなり得る。	福祉子ども課

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	主な担当課
9	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置	▼虐待への対応を糸口に、当人や家族等、擁護者を支援していくことで、背後にある様々な問題も察知し、適切な支援先へとつないでいく接点(生きることの包括的支援への接点)にもなり得る。	福祉子ども課
10	発達障がいの相談事業	発達障がいのある方とご家族・支援者からの相談対応	▼発達障がいを抱えた人や家族は、日常生活で様々な生きづらさを抱え、自殺リスクの高い方もいる。 ▼相談の機会を、そうした方の抱える問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。	福祉子ども課
11	医療費の支払い困難者に対する相談、減免	医療費の支払いが困難な方の相談及び一部負担金の減免の適用	▼一部負担金の支払いが困難な方は、心身の健康面等で不安や問題を抱え自殺リスクが高い方もいると思われ、支援への接点となり得る。	住民課
12	ホームレスへの対応	ホームレスの実態調査	▼ホームレス等の情報収集等を行い、関係機関へ情報提供を行う。	福祉子ども課
13	公害及び環境保全に関する業務	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。	▼自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブル等が関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が絡んでいる場合も少なくない。 ▼公害や環境に関する住民からの苦情相談は、それらの問題を把握・対処する上での有益な情報源として活用できる可能性がある。	環境経済課
14	国民年金・障害年金の受付け相談	国民年金等の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	▼納税や年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ▼相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	住民課
15	母子保健(母子健康手帳交付・新生児訪問指導等)	母子健康手帳交付 妊婦健康診査 新生児訪問指導 乳幼児健康診査	▼保健師や助産師に対し、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応につき理解してもらうことで、本人や家族との面接時に状態を把握し、異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	健康介護課

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	主な担当課
16	ひとり暮らし等施策	老人名簿(ひとり暮らし高齢者名簿)の作成 ひとり暮らし高齢者の登録制度(任意)、民生委員による見守りを行っている。	▼老人名簿(ひとり暮らし高齢者名簿)の情報を、見守り活動を行う住民団体や自治会等と共有することで、自殺のリスクを抱えている可能性のある住民へのアウトリーチに活用できる。(ただし、個人情報の扱いには十分な注意が必要である。)	福祉子ども課
(2)自殺対策を支える人材育成				
17	住民への相談事業	住民への相談事業(来館・電話) 法律相談 税務相談 人権相談・心配ごと相談	▼相談対応を行う職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらい、連携する可能性のある地域の相談機関等に関する情報を知っておいてもらうことで、その職員がつなぎ役としての対応を取れるようになる可能性がある。	総務課
18	職員の研修事業	新任・管理職研修 職員研修	▼職員研修(特に新任と管理職)の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。	総務課
19	職員の健康管理事務	職員の心身健康の保持/健康相談/健診後の事後指導(産業医)	▼住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。	総務課
20	女性の会	(1)女性の会を開設し、社会参加や地域づくりの推進を図る。 (2)研修を実施する。 (3)女性の生活、教養、文化の向上を図るため、女性団体の活動を支援する。	▼女性の会の参加者や地域の女性リーダー等にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、地域で自殺のリスクを抱える女性を早期に発見し、対応できるようにするなど、女性向け支援の推進につながる可能性がある。	教育文化課
21	地域リハビリテーション活動支援事業(支援会議の開催)	理学療法士等リハビリテーションに関する専門職、包括支援センター、行政及び担当ケアマネ等が自立支援型のケアプランの検証を行い、自立支援・重度化防止のための取組みを具体化し強化する。また、会議を重ね自立支援のための介護予防事業の検証や、新たな事業の提案を行う目的もある。	▼各種専門職のスタッフにゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。	健康介護課
22	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	▼認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もある。 ▼サポーターにゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。	健康介護課
23	介護予防リーダー養成講座(介護予防運動指導者養成講座)	介護予防を自ら主体的に実施する町民を育成し、介護予防の促進とリーダーの役割づくりから担い手の介護予防も図っている。	▼指導者となる住民にゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、自殺のリスクに対する気づきの力を高めてもらうことにより、教室参加者の中に自殺のリスクを抱えていそうな人がいた場合には、行政につなぐ等の対応を推進することにつながる。	健康介護課

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	主な担当課
24	まちの駅	高齢者が疲れたときにひと休みしたり、気軽にお店で世間話をしたりできるよう、地域内の店舗の片隅に椅子を置くなど「ひと休みスペース」を設置する。事業所や店舗の関係者に世間話を通じて相談等に応じてもらうことで、行政をはじめ関係機関との橋渡し役を担ってもらう。	▼スペースを提供する事業所や店舗等の関係者にゲートキーパー養成講座を行うことで、相談等に際する際の気づきの力を高めてもらうとともに、気になる人がいた場合には、関係機関へ情報を共有したり、つないだりといった対応を取れるようになる可能性がある。	企画課
25	障害児地域療育等支援事業	在宅障がい児等のライフステージに応じた地域での生活を支援するために、都道府県が指定した支援施設の有する機能を活用し、療育・相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整を行い、障害児等及びその家族の福祉の向上を図る。	▼障がい児の直面する様々な生活上の困難への対応負担から、保護者自身が疲弊し自殺リスクを抱える可能性もある。 ▼対応を行う職員にゲートキーパー養成講座を実施することで、家族の状況把握の際に自殺対策の視点についても理解してもらうことで、問題を抱えている場合には、その職員が適切な窓口へつなぐ等、対応の強化につながり得る。	福祉子ども課
26	障害者差別解消推進事業	障がいを理由とする差別の解消を推進するため、障害者基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う。	▼センターで相談対応にあたる職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、必要時には適切な窓口へつなぐ等の対応について理解を深めてもらい、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。	福祉子ども課
27	障害者基幹相談支援センター事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者(児)及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。加えて、関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な、相談支援の基幹となる相談支援センターを運営する。また、虐待防止センターの機能も持つ。	▼センターで相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、自殺対策の視点についても理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な窓口へつなぐ等、職員の相談対応の強化につながり得る。	福祉子ども課
28	障害者相談員による相談業務(身体・知的障害者相談員)	行政より委託した障害者相談員による相談業務	▼各種障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺のリスクが高まる場合もある。 ▼相談員を対象にゲートキーパー養成講座を実施することで、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	福祉子ども課
29	手話奉仕員養成事業	聴覚障がい者、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	▼手話奉仕員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことにより、障がい者の中で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、手話奉仕員が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	福祉子ども課
30	手話通訳者等派遣事業	聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	▼通訳者や奉仕員等の支援員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な窓口へつなぐ等、支援員が気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	福祉子ども課

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	主な担当課
31	公園等管理事業	公園・児童遊園等の管理	▼笠松みなど公園においては警備員を配置し、日中巡回を行っている。監視カメラを設置し、昼夜監視を行っている。	建設課
32	行政出前トーク事業	住民からの要請により、職員が地域に出向いて行政に関する情報を分かりやすく伝えるとともに、住民の意見や提言などを伺いながら、ともにまちづくりを考えていくために、双方向型の広報・広聴を行うことにより、住民の声を行政施策に反映させる。	▼「ゲートキーパーの役割」や「地域自殺対策の取組」等を、トーク事業のメニューに加えることで住民への啓発の機会となり得る。	企画課
33	放課後児童クラブ事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に放課後児童クラブで保育する	▼放課後児童クラブを通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。 ▼放課後児童クラブの職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	福祉子ども課
34	保育事業	保育所などによる保育・育児相談の実施 保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	▼保育士にゲートキーパー養成講座を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	福祉子ども課
35	在宅老人福祉事業	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム及び福祉電話利用者等に対する安否確認や、高齢者の相談に応じ、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図る。 必要に応じて福祉電話の取り付けたり、緊急通報システム機器の設置を行う。	▼民生委員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことにより、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応の更なる推進を図ることができる。	福祉子ども課
36	高齢者見守り (登録ボランティアによる安否確認)	傾聴ボランティア等による話相手及び安否確認 (社会福祉協議会により実施)	▼住民ボランティアにゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、問題に気づき対処し得る地域の人材の養成に寄与し得る。 ▼住民ボランティアの育成を通じて、地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充することにつながり得る。	福祉子ども課
37	配食サービス事業	家に閉じこもりがちな高齢者とのふれあいを深める目的で、ボランティア団体等が会食を行うときに、デイサービスセンター等で調理した食事を提供することにより、高齢者の孤独感の解消、健康の保持及び生きがいづくりを促進し、高齢者の福祉の増進を図る。 (社会福祉協議会により実施)	▼食事の提供機会を利用し高齢者の生活実態を把握することで、孤独死等の予防を図ることができる。 ▼また、食事を提供する職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、対象者の中に自殺のリスクの高い高齢者がいた場合には、その職員が適切な機関へつなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	福祉子ども課

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	主な担当課
(3) 住民への啓発と周知				
38	広報紙発行 報道関係との連絡調整	行政に関する情報・生活情報の掲載と充実 自治体のホームページによる 情報発信 新聞各社/テレビ/ラジオでの情報伝達 広報紙等の編集・発行	▼住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を直接住民に提供する機会になり得る。とりわけ「自殺対策強化月間(3月)」や「自殺予防週間(9月)」には特集を組むなどするとより効果的な啓発が可能となる。	企画課
39	FC岐阜の活動	岐阜県唯一のプロチームである(株)岐阜フットボールクラブ「FC岐阜」に対して、平成20年度の出資をはじめ、毎年ホーム戦で「笠松町ホームタウンデー」を開催や練習施設の提供など、地元のプロサッカーチームを支援している。	▼FC岐阜および、笠松町同様にFC岐阜を支援する県内市町村と連携し、自殺予防週間などに啓発活動を行う。	企画課
40	生涯学習講座実施事業	各種講座を開催する。学習機会の提供や支援を行う。	▼生涯学習講座の中で、地域の自殺実態や対策についての講座を開講することで、情報の周知徹底と問題に対する住民の理解促進を図ることができる。	教育文化課
41	図書室の活用	住民の生涯学習の場としての読書環境の充実 お話し会等の開催など教育・文化サービスの提供	▼図書室を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に連携できれば、住民に対する情報提供の場として活用し得る。 ▼実際に、図書室で自殺対策(生きることの包括的な支援)関連の展示やリーフレットの配布を行っている自治体は少なくない。 ▼学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となり得る可能性もある。	教育文化課
42	地域産業の育成・発展 (経営者支援セミナー等)	商工会と連携して、創業を志す者及び創業して間もない者に向けて創業塾を開催 創業塾のような特定創業支援事業を受けた事業者で、笠松町の空き店舗を活用して創業したものに対して、最大1年間家賃の半額を補助	▼セミナーにおいて、自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連する講演の機会を設けることで、経営者に健康管理の必要性和重要性を訴える機会とし得る。 ※商工会と事前に相談する必要がある。	環境経済課
43	介護者教室	家族介護講習会を開催し、介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図るとともに、交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援する。 認知症についての正しい知識や接し方等の講義、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための参加者の交流などを内容とした認知症介護教室を実施する。 認知症に特化した介護者教室の開催はないが、認知症を含めた介護者教室の開催は計画している。	▼支援者(家族)への支援は新しい自殺総合対策大綱でも重点項目の1つとされており、家族の負担軽減を通じて、介護の負担から起こる殺人や心中等の防止に寄与し得る。 ▼講習会は、家族との接触を通じて、支援者(家族)の異変を察知する機会ともなり得る。 ▼支援者同士の交流機会の提供により、支援者への支援(新しい自殺総合対策大綱における重点項目の1つ)の強化を図ることができる。	健康介護課
44	人権啓発事業	人権意識を高めるための啓発を行う。	▼講演会等の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とし得る。	福祉子ども課

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	主な担当課
(4) 生きることの促進要因への支援				
45	消費生活相談支援事業	消費者相談・情報提供 消費者教育・啓発	▼消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある。 ▼消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。 ▼弁護士相談に至る消費者の中には、抱えている問題が深刻であったり、複合的であるなど、自殺リスクの高い方も多いためと思われる。	環境経済課
46	法律相談事業	岐阜県弁護士会所属弁護士による相談窓口を開設 (毎月第1・3水曜 13時～15時)	▼弁護士相談に至る消費者の中には、抱えている問題が深刻であったり、複合的であるなど、自殺リスクの高い方も多いためと思われる。	総務課
47	中小企業支援事業	信用保証制度を利用した中小企業者に対する補助 中小企業者の認定事業者に対する3年間の導入設備の固定資産税の免除	▼融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る。 ▼健康経営促進に向けたPR案の検討を行うことで、健康経営の強化を図る起点にもなり得る。(それらは労働者への生きることの包括的支援につながり得る)	環境経済課
48	民生・児童委員の活動	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	▼相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みが民生・児童委員にはある。 ▼地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として機能し得る。	福祉子ども課
49	成年後見制度利用支援事業	(1) 成年後見審判の申立てに関する支援 (2) 審判請求に係る費用に関する支援 (3) 成年後見人、保佐人又は補助人への報酬等に関する支援	▼判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い方も含まれる可能性がある。 ▼事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となりうる。	健康介護課
50	ふれあい喫茶(認知症カフェ)	町内3地域で月に1回開催。開催については、地域のボランティアが主体となり開催内容を決めている。開催ごとに包括支援センターが関わり、介護や認知症についての相談も行える体制を整えているとともに、ボランティア養成や通いの場の運営支援として生活支援コーディネーターが開催の支援を行っている。	▼認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合い(※)の推進に寄与し得る。 ※支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つとされている。	健康介護課
51	ひとり暮らし障害者等緊急通報システム設置事業	通報システムを設置することで、在宅のひとり暮らしの重度身体障がい者等の生活の安全を確保するとともに、障害者の不安を解消する。	▼通報システムの設置を通じて、独居の重度身体障がい者の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点として活用し得る。	福祉子ども課

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	主な担当課
52	心身障害者福祉手当支給事業 心身障がい児福祉手当支給事業	日常生活が困難な心身障害者(児)の社会参加のための手当を支給する。 日常生活が困難な心身障がい児の社会参加のための手当を支給する。	▼手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	福祉子ども課
53	訓練等支援事業	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型B型・共同生活援助等の訓練給付	▼障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	福祉子ども課
54	休日・夜間診療事業 休日急病診療(内科・歯科)	休日の急病患者に対する応急診療を実施する。	▼通常時間外で応急処置が必要な方の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースもあることが想定される。 ▼ケースによっては必要な支援先につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。	健康介護課
55	各種健診・保健指導	健診・保健指導の実施	▼各種健診やメンタルヘルスチェック・保健指導の機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、支援への接点となり得る。	健康介護課

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	主な担当課
56	母子保健事業 離乳食教室	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児全戸訪問事業(乳児のいる家庭を訪問し相談・情報提供を実施) ・育児ストレス相談(産後うつや育児ストレスに対する専門家による必要な助言・指導) ・こども発達相談(心理) 健診時の保健指導で必要であればこどばの教室の指導員につなぐ ・多児の会 ・妊婦全数面接(妊娠届時に保健師等の面接を実施し、その後の妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援を行う。) ・産後ケア ・離乳食教室を開催 ・幼児の歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のために歯科健診・歯科保健指導を行う 	<p>▼当人から相談に来るのを待つのではなく、支援者側から働きかけを行うことで、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を把握し、適切な支援先へとつなげるなどアウトリーチの機会、支援への接点となり得る。</p> <p>▼産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合がある。</p> <p>▼早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応を推進することは、生きることの包括的支援の推進にもつながり得る。</p> <p>▼子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与し得る。</p> <p>▼必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を行うことで、包括的な支援を提供し得る。(※そうした取組自体が生きることの包括的支援にもなり得る)</p> <p>▼保健師等による妊婦全員 に対しての面接実施など、妊婦、子育て中の保護者に対するリスクの把握、切れ目のない多様な支援は、生きることの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。</p> <p>▼出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。</p> <p>▼離乳食に関する相談会を通じて、その他の不安や問題等についても聞き取りができるのであれば、問題を早期に発見し対応するための機会となり得る。</p> <p>▼子どもに対する歯科検診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会となり得る。</p> <p>▼貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、そうした支援は生きる ことの包括的支援(自殺対策)にもなり得る。</p>	健康介護課
57	精神保健 こころの巡回相談	<p>精神障がい者の早期発見・早期治療・社会復帰促進のため、専門医・保健師による相談や、グループワーク事業を実施する。精神保健福祉士による相談会を実施。困難事例対応精神障がい者(疑い含む)及びその家族への個別支援の充実</p>	<p>▼精神障がいを抱える方とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくない。</p> <p>▼早期段階から社会復帰に向けた支援を専門医や保健師等が展開し、当人や家族を包括的・継続的に支えていくことで、そうしたリスクの軽減につながり得る。</p> <p>▼精神障がいを抱える方とその家族の中でも、特に困難事例とされる方は自殺リスクの高い方が少なくない。</p> <p>▼個別支援を充実させることで、自殺のリスクが高い方々の自殺防止に向けた有効な取組にもつながり得る。</p>	健康介護課
58	食生活改善連絡協議会の活動	<p>生活習慣病を予防するため、「食」を通して適量や野菜摂取の必要性を理解してもらうことにより、生活習慣病を予防するとともに、健康寿命の延伸を図る。</p>	<p>▼食生活に問題があり生活習慣病等に罹患する方の中には、生活苦や身近な支援者の不在など、日常生活上の問題ゆえに自殺のリスクが高い人も少なくないと思われる。</p> <p>▼各種イベントにおいて、生活習慣病を切り口に、住民の生活状況の把握等を行うことで、自殺のリスクが高い住民がいた場合には、個別相談や継続支援につながる等の支援への接点となり得る。</p>	健康介護課
59	中学校部活動社会人指導者派遣事業	<p>専門的な技術指導力を備えた社会人指導者を派遣することにより、部活動の活性化を図るとともに地域社会との連携促進を図る。</p>	<p>▼部活動の監督指導は、多忙な教員にとって少なからず負担となっている側面がある。</p> <p>▼地域住民と連携・協力し、部活動を実施できる体制を整備することで、教員に対する支援(支援者への支援)を強化し得る。</p>	教育文化課

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	主な担当課
60	要保護・準要保護児童援助費	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	▼就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられる。 ▼費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。	教育文化課
61	教職員研究・研修補助事業	専門知識を得るために参加した研修の参加費負担金及び臨時職員の引率を必要とした出張に対しての実費負担に対しての補助	▼教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応を取る等について理解を深めることで、教職員への支援(※支援者への支援)の意識醸成につながり得る。 ▼研修資料の1つとして相談先一覧等のリーフレットの配布を行うことで、教員自身ならびに児童生徒向けの支援策の周知徹底と活用を図ることができる。	教育文化課
62	徴収の緩和制度としての納税相談	住民から納税に関する相談を受け付ける。	▼納税や年金の支払い等を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。 ▼相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	税務課
63	子育てサロン事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	▼周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦(特に妻)にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。 ▼保護者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。	福祉子ども課
64	児童虐待防止対策	児童虐待防止対策の充実	▼子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 ▼被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。	福祉子ども課
65	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	▼子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。	福祉子ども課

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	主な担当課
66	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化 子育てサポートひろば事業(施設での子ども一時預かり)	▼会員を対象にゲートキーパー養成講座を実施することで、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる可能性がある。	福祉子ども課
67	児童扶養手当の支給事業	児童扶養手当の支給	▼家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合がある。 ▼扶養手当の支給機会を、自殺のリスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用し得る。	福祉子ども課
68	福祉医療費助成	中学生までの児童・生徒、重度心身障がい者、ひとり親家庭に対する医療費の自己負担分の助成	▼重度心身障がい者及びひとり親家庭は心身の悩み、経済的な問題を抱えている方も少なくない。医療費の申請等の際に相談に応じる等、支援への接点となり得る。	住民課
69	総合介護相談事業(包括的支援事業)	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合的な相談事業を地域包括支援センターが行うもの	▼介護は当人や家族にとつての負担が少なくなく、時に自殺リスクにつながる場合もある。 ▼介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策(生きることの包括的支援)にもつながる。 ▼問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。 ▼訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能で、取組自体が生きることの包括的支援(自殺対策)にもなっている。	健康介護課
70	生活保護制度	・就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査 ・生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	▼生活保護利用者(受給者)は、利用(受給)していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。 ▼扶助受給等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげられれば、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能し得る。	福祉子ども課
71	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	自立相談支援事業	▼生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者・自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されている。 ▼そのため関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行ったり、共通の相談票を導入するといった取組を通じて、両事業の連動性を高めていくことが重要である。	福祉子ども課

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	主な担当課
72	生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	▼就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその複合的な問題も抱え、自殺リスクが高まる場合もある。 ▼必要に応じて、本事業における就労支援と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、有効な自殺対策(生きることの包括的支援)にもなり得る。	福祉子ども課
(5)児童生徒のSOSの出し方に関する教育				
73	学校図書館の活用	学校図書館司書を配置し、学校図書館の利活用を図る。	▼学校の図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図ることができる。	教育文化課
74	障害児支援事業	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 障害児相談支援	▼障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	福祉子ども課
75	hyper-QU検査	学校生活における児童生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態を測定するためのアンケート調査を年2回(小1,2は1回)実施する。	▼客観的指標として調査結果を活用することにより、児童・生徒のメンタルヘルスの状態や、学級の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等の支援への接点、参考情報になり得る。	教育文化課
76	学校心の教室相談員設置事業	不登校対策として、スクールカウンセラーの配置や教育相談室相談員との連携強化を図る。 中学校生徒の悩み相談や心のケアにあたるため心の教室相談員を設置する。	▼不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。 ▼そうしたリスクに対して、スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童・生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。	教育文化課
77	生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習支援事業等)	子どもの学習支援事業等(社会福祉協議会が実施)	▼子どもに対する学習支援を通じて、本人や家庭の抱える問題を察知できれば、当該家庭を支援につなげる等の対応が可能となり、支援につなぐ機会、接点となり得る。	福祉子ども課
78	子どもホットとカードの配布	子どもホットとカードを小・中・高校の児童生徒に配布する。	▼子ども専用ダイヤルとメールアドレスを記載した「子どもホットとカード」を児童生徒に配布することにより、相談体制について周知が図れる。	福祉子ども課
79	放課後児童クラブ事業(再掲)	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に放課後児童クラブで保育する	▼放課後児童クラブを通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。 ▼放課後児童クラブの職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、その職員が必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	福祉子ども課

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当部署
今後、事業の実施を検討している事業				
80	清掃事業	高齢者・障がい者対象の戸別訪問によるごみ出し支援	▼ゴミ屋敷化する背景には、孤独・孤立や認知症の疑い等、様々な問題が潜んでいる可能性がある。 ▼自力でのゴミ出しが困難な高齢者への支援は、自殺のリスクを抱える住民へのアウトリーチ策となり得る。	環境経済課
81	生活安定対策事業 (若年者の就労相談)	若年者の就労相談・内職の求人求職相談・就職面接会・就労支援セミナー等の実施	▼若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援(自殺対策)でもある。また就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えられれば、若年者への生きることの包括的な支援(自殺対策)にもなり得る。	環境経済課
82	スクールキャンパス啓発事業	若年層の消費者トラブルを未然に防止するため、小・中・高・大学生向けの学習資料の作成やパネル展を実施する。	▼学生向けの資料やパネル等の中に、いざトラブルに巻き込まれてしまった時の対応方法や、様々な生きる支援に関する相談先の情報を入れ込むことで、「SOSの出し方に関する教育」の実践にもなり得る。	環境経済課
83	男性健康運動教室	地域に居住する65歳以上の男性を対象に、運動講座(トレーニングマシンでの有酸素運動、屋内ウォーキング、筋トレ等)や栄養講座(栄養士の講話、調理実習)等を行う。これらの講座への参加を通じて、男性の介護予防事業への積極的な参加を促すとともに、自分にあった運動を見つけ継続する事と、食生活改善への意識付けを図る。	▼高齢男性の中には、退職後に職場を始めとした周囲とのつながりを失うことで、地域において孤立してしまう方もいる。 ▼イベントへの参加機会を捉えて、男性の健康状態を把握し、必要時には適切な機関へつなぐ等の接点として機能させることができる。	健康介護課

笠松町いのち支える自殺対策行動計画
【平成31年度(2019年度)～平成35年度(2023年度)】

発行年月：平成31年(2019年)3月

編集・発行：笠松町 住民福祉部 健康介護課

〒501-6063

岐阜県羽島郡笠松町長池 408 番地の1

電話 (058) 388-7171

FAX (058) 388-5955